



第98期 ディスクロージャー誌 業務のご報告

令和2年4月1日～令和3年3月31日



千葉信用金庫

地域やお客様の 成長・発展を 目指して

理事長

宮澤 英男



皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も千葉信用金庫の考え方や経営方針ならびに業績などを皆様にご理解いただくため、第98期ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じて千葉信用金庫に対する一層のご信頼を賜ることができたら幸いに存じます。

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響や、緊急事態宣言の発令に伴い経済活動全般の自粛が余儀なくされるなど、厳しい状況にありました。一部に業況の回復が見られるものの、今なお、収束の見通しは立たず、不透明な状況が続いています。

私ども地域金融機関を取り巻く経営環境は、低金利の長期化や、少子高齢化に伴う人口減少などの様々な課題に直面しています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止を想定した「新しい生活様式」を定着させることが推奨されており、人々の日常生活におけるキャッシュレス決済の浸透、非対面でのお取引など、お客様の多様化するニーズへの対応が求められています。

このような環境のもと、令和2年度は、第6次中期経営計画「変革への挑戦～成長し続ける千葉信用金庫で

あるために～」の最終年度として、10年後の当金庫のあるべき姿を示した「千葉信用金庫ビジョン」の実現に向け、お客様の声に真摯に耳を傾け、それぞれのお客様に合った最善の課題解決方法を提供するべく取り組んでまいりました。

第7次中期経営計画の初年度となる令和3年度におきましては、これまでの取り組みを更に深化させ、「営業力の強化」と「組織力の強化」を計画の柱とし、地域社会やお客様から頼りにされるベストパートナー金融機関となるべく、役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

今後も、新型コロナウイルスの感染拡大は、地域経済・社会へ大きな影響を及ぼすことが懸念されます。引き続き、新型コロナウイルスにより影響を受けられたお客様への資金繰りや本業支援、事業承継などの適切な金融サービスの提供に努めてまいりますので、お気軽にご相談ください。

末筆ではございますが、皆様の一層のご発展を心より祈念申し上げますとともに、旧に倍するご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年7月

千葉信用金庫 理念

私たちの使命

ともに歩む。

地域とともに歩み、経済・文化の発展のお役に立ちます。
地域の人々の豊かな明日を築くお手伝いをします。

私たちの経営

たしかな明日へ。

先進性と健全さを合わせ持った経営で、心のこもったサービスを提供します。
人を活かし福祉の充実をはかって、働きがいのある職場をつくります。

私たちの行動

誇りを持ってはつらつと。

常に能力を磨き、より高い目標にチャレンジします。
誠意と熱意あふれる行動で、お客様の信頼と期待に応えます。

プロフィール

(令和3年3月末現在)

設立	大正13年6月4日
本店所在地	千葉市中央区中央2丁目4番1号
出資金	18,491百万円
預金残高	1,135,071百万円
貸出金残高	599,943百万円
店舗数	49店舗
職員数	798名



営業区域

千葉県千葉市、木更津市、成田市、習志野市、市原市、船橋市、市川市、松戸市、佐倉市、八千代市、東金市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、茂原市、君津市、袖ケ浦市、八街市、印西市、香取市、館山市、鴨川市、富津市、我孫子市、柏市、流山市、白井市、富里市、山武市、旭市(旧香取郡干潟町に限る)、南房総市、大網白里市、印旛郡、山武郡(横芝光町は、旧横芝町に限る)、長生郡、香取郡、安房郡、夷隅郡大多喜町、茨城県取手市(旧取手市に限る)、稲敷市(旧稲敷郡東町に限る)、北相馬郡、稲敷郡河内町

CONTENTS

- 1 ごあいさつ
- 2 千葉信用金庫 理念／プロフィール
- 3 地域社会と千葉信用金庫
- 4 令和2年度の事業概要
- 8 千葉信用金庫ビジョン／第7次中期経営計画
- 10 総代会制度
- 13 千葉信用金庫の組織
- 14 TOPICS
- 15 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況
- 19 千葉信用金庫の取り組み
- 21 内部管理基本方針
- 29 商品・サービス
- 33 店舗一覧／店舗外ATMコーナー
- 35 あゆみ

【資料編】

- 37 財務諸表
- 43 経営指標
- 46 業務報告
- 54 連結情報
- 61 自己資本の充実の状況等について
- 80 役職員の報酬体系に関する事項

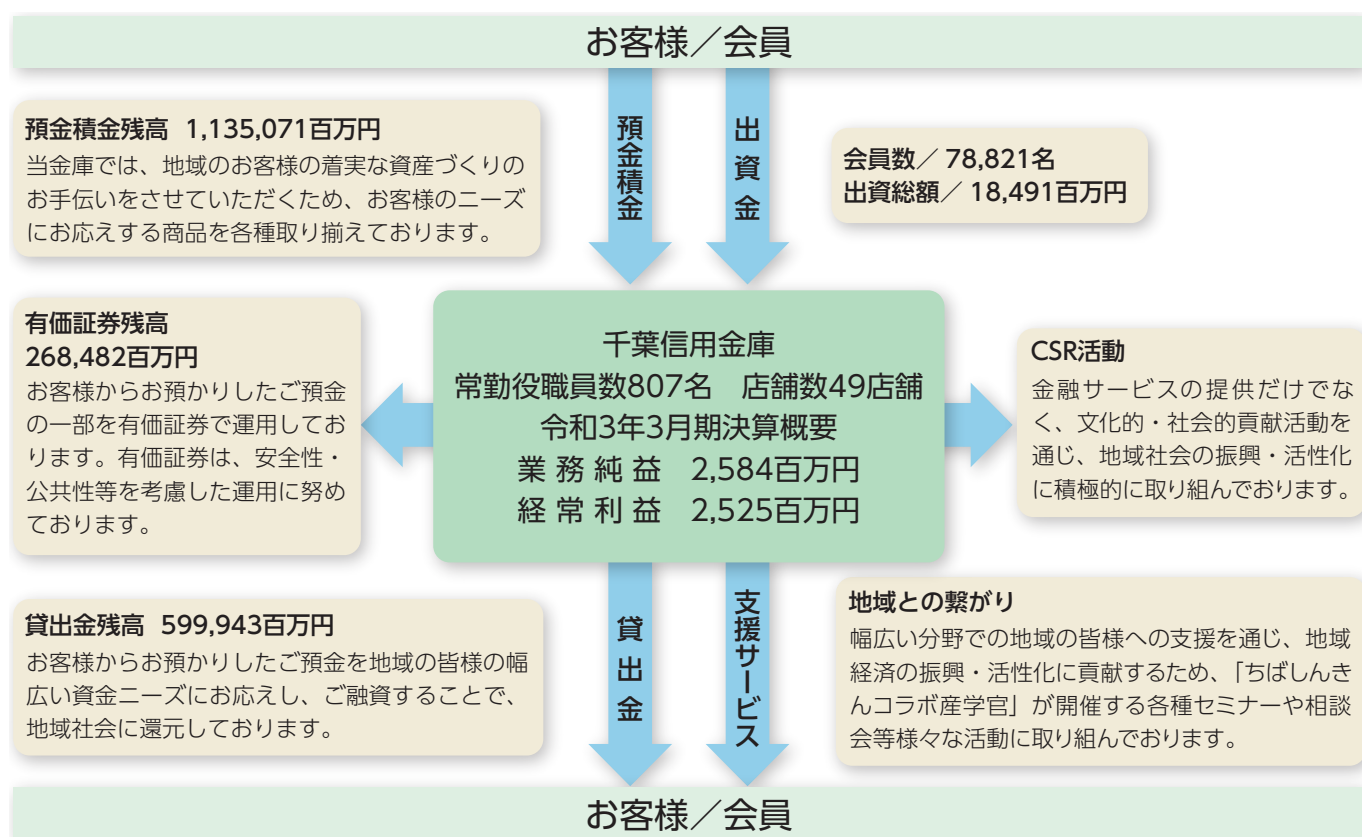
当ディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条にもとづいて作成しております。計数は原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

地域社会と千葉信用金庫

千葉信用金庫は、地域の中小企業の皆様や地域にお住まいの皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、地域で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



令和2年度の事業概要

令和2年度は、当金庫が目指すべき姿を描いた「千葉信用金庫ビジョン」策定後の最初の3年計画である第6次中期経営計画「変革への挑戦～成長し続ける千葉信用金庫であるために～」の最終年度として、「お客様第一主義のもと、地域社会やお客様との深い関係性を築く」「お客様のニーズや課題解決に資する商品・サービスや提言機能の充実をはかる」「自ら前に進む意欲と、高いスキルを持った人材を育成し、その活躍の場を広げる」「安定した収益を確保し、資産の健全化をはかる」「風通しのよい、チャレンジ精神に満ちた一体感のある組織を構築する」を基本方針として掲げ、計画達成に向けて役職員一丸となって取り組みました。

お客様第一主義のもと、地域社会やお客様との深い関係性を築く

令和2年度営業活動方針では、「お客様第一主義」の考えに基づき、お客様や地域との信頼関係の構築を目指してまいりました。特に、新型コロナウイルスによる影響を受けたお客様に対しては、(休日)相談窓口を設置し、お客様支援に取り組みました。

お客様のニーズや課題解決に資する商品・サービスや提言機能の充実をはかる

お客様の課題解決をはかるため、ビジネスパートナー契約企業の拡充により、非財務面における様々な課題に対しても、あらゆる視点で提案することができる体制をととのえました。また、個人のお客様に対しても、利便

性の向上のため、しんきん通帳アプリサービスや預かり資産ナビの導入を行いました。

自ら前に進む意欲と、高いスキルを持った人材を育成し、その活躍の場を広げる

新しい生活様式を踏まえた人材育成として、スマホ等でも利用できるeラーニングシステムを導入しました。また、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受ける等、女性職員が働きやすい職場環境を整備するための制度改正に取り組んでおります。

安定した収益を確保し、資産の健全化をはかる

長期化している金融緩和の影響により貸出金利回りは低下しましたが、貸出金残高の増加により貸出金利息収入は前期比62百万円増加しました。役務収益は減少しましたが、経費の削減等によりコア業務純益は前期比3億円増加の20億円となりました。また、貸出金の健全化をはかることができ、不良債権比率は3.16%に低下しました。

風通しのよい、チャレンジ精神に満ちた一体感のある組織を構築する

各種会議や役員の営業店訪問等様々な場面において、経営の方向性を発信し続けることで、役職員のベクトルの一致をはかっております。また、自己啓発意欲の高い職員を上位職位へ登用するための営業店役席立候補制度では、過去最多となる立候補があり登用を行いました。

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

5. 社債受託業務

担保付社債信託法による社債の受託、公共債の募集受託に関する業務を行っております。

6. 附帯業務

(1) 代理業務

イ. 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店

ロ. 地方公共団体の公金取扱業務

ハ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

ニ. 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務

ホ. 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務

(2) 保護預りおよび貸金庫業務

(3) 有価証券の貸付・売買

(4) 債務の保証

(5) 公共債の引受

(6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売

(7) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）

(8) 電子債権記録業に係る業務

(9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

令和2年度の主な業績

預金

預金については、コロナ禍における先行き不透明感に備えて各事業者が予防的に借入したコロナ関連融資やコロナ関連補助金の流動性預金への歩留まりを主な要因として、令和3年3月期の預金積金残高は、前期比577億円増加の1兆1,350億円となりました。

<預金者別預金残高>

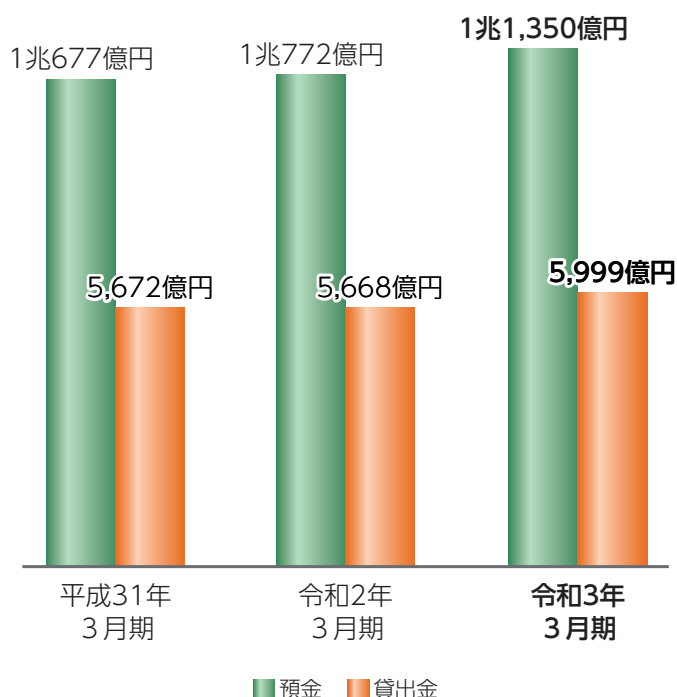
(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)		第97期 (令和2年3月31日)		第98期 (令和3年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
個人	878,107	82.2%	884,320	82.0%	910,472	80.2%
法人	189,688	17.7%	192,954	17.9%	224,598	19.7%
一般法人	153,806	14.4%	157,894	14.6%	195,920	17.2%
金融機関	1,614	0.1%	834	0.0%	68	0.0%
公金	34,267	3.2%	34,225	3.1%	28,609	2.5%
合計	1,067,795	100.0%	1,077,275	100.0%	1,135,071	100.0%

貸出金

貸出金については、新型コロナウイルス感染拡大当初は、いち早く（休日）相談窓口を設置し、緊急融資等による資金繰り支援を行いました。また、感染拡大の長期化に伴い、実質無利子・無担保融資等への資金需要が高まり積極的に対応しました。個人のお客様に対しては、職域セールス先のお客様や住宅ローンを利用していただいているお客様を中心にライフサイクルに応じた融資提案を行いました。

その結果、令和3年3月期の貸出金残高は前期比330億円増加の5,999億円となりました。



<貸出金業種別内訳>

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)			第97期 (令和2年3月31日)			第98期 (令和3年3月31日)		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	517	15,681	2.7%	507	16,480	2.9%	522	19,250	3.2%
農業、林業	36	325	0.0%	38	290	0.0%	34	338	0.0%
漁業	3	18	0.0%	4	19	0.0%	3	18	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	9	303	0.0%	8	234	0.0%	8	207	0.0%
建設業	1,909	44,881	7.9%	1,965	46,895	8.2%	2,138	62,973	10.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	15	120	0.0%	22	323	0.0%	22	551	0.0%
情報通信業	29	476	0.0%	32	525	0.0%	41	993	0.1%
運輸業、郵便業	245	12,144	2.1%	259	13,456	2.3%	284	16,558	2.7%
卸売業、小売業	1,297	36,948	6.5%	1,310	39,104	6.8%	1,401	47,401	7.9%
金融業、保険業	36	23,136	4.0%	33	19,960	3.5%	38	20,129	3.3%
不動産業	1,551	128,021	22.5%	1,578	128,154	22.6%	1,584	130,579	21.7%
物品賃貸業	41	2,839	0.5%	39	2,782	0.4%	37	3,307	0.5%
学術研究、専門・技術サービス業	56	911	0.1%	58	1,103	0.1%	61	1,446	0.2%
宿泊業	22	1,337	0.2%	26	2,058	0.3%	32	2,011	0.3%
飲食業	412	5,364	0.9%	406	5,258	0.9%	513	7,386	1.2%
生活関連サービス業、娯楽業	247	5,407	0.9%	236	4,910	0.8%	302	5,241	0.8%
教育、学習支援業	45	2,026	0.3%	46	2,015	0.3%	56	2,085	0.3%
医療、福祉	171	10,987	1.9%	175	10,765	1.8%	185	11,336	1.8%
その他のサービス	749	17,411	3.0%	791	18,297	3.2%	894	22,229	3.7%
小 計	7,390	308,343	54.3%	7,533	312,637	55.1%	8,155	354,047	59.0%
地方公共団体	25	55,112	9.7%	26	52,105	9.1%	26	44,951	7.4%
個人（住宅・消費等）	29,984	203,766	35.9%	29,141	202,133	35.6%	27,518	200,943	33.4%
合 計	37,399	567,222	100.0%	36,700	566,876	100.0%	35,699	599,943	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<住宅ローン・消費者ローン残高>

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
	金 額	金 額	金 額
住宅ローン残高	173,939	172,824	173,279
消費者ローン残高	22,444	23,010	22,264

令和2年度の主な業績

損益状況

損益状況については、長期化する金融緩和政策の影響を受け貸出金利回りは低下しましたが、貸出金残高の増加により貸出金利息収入は前期比62百万円増加しました。また、役務収益は減少しましたが、物件費等の経費削減の結果、令和3年3月期の当期純利益は前期比9億円増加の22億円となりました。

＜直近5年間の主要な経営指標の推移＞

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
経常収益	14,713	15,294	14,709	14,537	14,165
経常利益	2,022	2,674	2,445	1,943	2,525
当期純利益	759	2,052	1,833	1,292	2,267
出資総額	18,912	18,798	18,733	18,592	18,491
普通出資金	8,912	8,798	8,733	8,592	8,491
優先出資金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
出資総口数	248,243,448口	245,973,530口	244,674,935口	231,845,085口	229,827,800口
普通出資金	178,243,448口	175,973,530口	174,674,935口	171,845,085口	169,827,800口
優先出資金	70,000,000口	70,000,000口	70,000,000口	60,000,000口	60,000,000口
純資産額	38,784	39,973	42,761	39,888	41,920
総資産額	1,080,034	1,099,085	1,117,726	1,122,878	1,192,540
預金積金残高	1,031,013	1,052,087	1,067,795	1,077,275	1,135,071
貸出金残高	560,903	565,932	567,222	566,876	599,943
有価証券残高	240,675	241,704	259,001	252,032	268,482
単体自己資本比率	8.14%	8.15%	8.25%	7.89%	8.42%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	345 1円39銭	343 1円39銭	341 1円39銭	193 0円83銭	192 0円83銭
普通出資金 (出資1口当たり)	177 0円99銭	175 0円99銭	173 0円99銭	85 0円49銭	84 0円49銭
優先出資金 (出資1口当たり)	168 2円40銭	168 2円40銭	168 2円40銭	108 1円80銭	108 1円80銭
役員数	14名	15名	15名	15名	14名
うち常勤役員数	10名	10名	10名	10名	9名
職員数	829名	829名	821名	801名	798名
会員数	81,692名	81,031名	80,198名	79,342名	78,821名

※第97期に優先出資70,000,000口のうち10,000,000口の一部買入消却を実施しました。

(注)「単体自己資本比率」については、第94期を8.15%から8.14%に訂正しております。なお、その他の計数に変更はございません。

当金庫が対応すべき課題

お客様のライフスタイルや価値観が多様化する中、新型コロナウイルスの感染拡大は、あらゆる分野において変化をもたらしています。

このような環境変化に適切に対応し、お客様や地域とともに持続的に発展する金融機関であり続けるために、平成30年度に、当金庫の10年後の目指すべき姿を描いた「千葉信用金庫ビジョン」を掲げるとともに、令和3年度から第7次中期経営計画「100年先への架橋となれ～輝くまなざし、導け未来へ!～」を策定し取り組んでおります。

千葉信用金庫ビジョンおよび第7次中期経営計画については次ページをご覧ください。

千葉信用金庫ビジョン

金庫理念を踏まえ、平成30年4月に10年後を見据えた千葉信用金庫のあるべき姿として「千葉信用金庫ビジョン」を掲げ、到達すべき将来像として目指しております。

千葉信用金庫ビジョン

- (1) 地域社会やお客様との絆により選ばれる信用金庫
- (2) 総合力を発揮し、お客様の期待に応える営業体制
- (3) やる気と活力に溢れた、魅力ある金庫職員
- (4) 安定した収益力と、リスク耐性の高い経営基盤
- (5) チャレンジや変革を恐れない、ポジティブな組織

第7次中期経営計画

千葉信用金庫は、「千葉信用金庫ビジョン」を実現するために、第7次中期経営計画を策定し、役職員一丸となって取り組んでおります。

○計画名称

「100年先への架橋となれ」～輝くまなざし、導け未来へ！～

○計画期間

3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）

1. 基本方針

第7次中期経営計画では、「営業力の強化」と「組織力の強化」を計画の柱（コアプラン）とし、それを達成するために以下の3項目を重点事項（サポートプラン）とします。

第7次中期経営計画 基本方針

【コアプラン】

- I. 営業力の強化
- II. 組織力の強化

【サポートプラン】

- 1. 顧客支援やサポートの深化
- 2. 期待に応える人材の育成・確保
- 3. 自ら考え果敢にチャレンジできる環境等の整備

第7次中期経営計画

2. 重点事項（サポートプラン）

（1）顧客支援やサポートの深化

お客様や地域との強い信頼関係を構築し、お客様の多様なニーズに的確に対応するために必要な効率的で効果的な営業体制を段階的に整備・構築します。

- ①顧客ロイヤルティの向上
- ②課題解決型営業の強化
- ③営業体制や組織等の整備

（2）期待に応える人材の育成・確保

多様化する社会やお客様ニーズに的確に対応するため、職員の役割やキャリア等の選択肢を拡げ、多様な人材がそれぞれの能力等を活かし活躍しやすい職場を作ります。

- ①実効性のある教育訓練
- ②役割の明確化と公正・厳格な評価
- ③多様な人材の活躍

（3）自ら考え果敢にチャレンジできる環境等の整備

活力ある組織と魅力ある職場を実現するため、自ら考え主体的かつ積極的に行動できる集団の形成を目指します。

- ①働きやすい職場づくり
- ②自ら考える機会の意識的創出
- ③チャレンジしやすい就業環境の整備

3. 意識的に取り組む事項

新型コロナウイルスの感染拡大や相次ぐ自然災害の発生、持続可能な社会の実現に向けて貢献する企業への期待感の高まり等、「千葉信用金庫ビジョン」の策定時には顕在化していなかった様々な変化や課題に対しても適切に対応していくため、以下の項目について意識的に取り組みます。

- ▶SDG s
- ▶AFTER CORONA WITH CORONA
- ▶BCM 等

4. 内部管理態勢全般の強化

「千葉信用金庫ビジョン」では、当金庫が存続していくうえで欠かすことができない経営の土台となるべく普遍的な要素として、内部管理態勢全般の強化を掲げております。

第7次中期経営計画においても、盤石な内部管理態勢を構築するため、重要課題として取り組みます。



総代会制度

信用金庫は、株式会社の銀行とは異なり会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員は、出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、実際は会員数が大変多いことから、全ての会員が参加する総会の開催は不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を代表する総代を地区ごとに選考し、総代による総代会制度を採用しております。

総代会は、決算事項の承認、定款変更、理事・監事・総代選考委員の選任等の重要事項を決議する当金庫の最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されますよう、会員の中から適正な手続きを経て選任された総代により運営されております。

当金庫では、総代会に限定することなく、日常の業務を通じて会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代の任期・定数

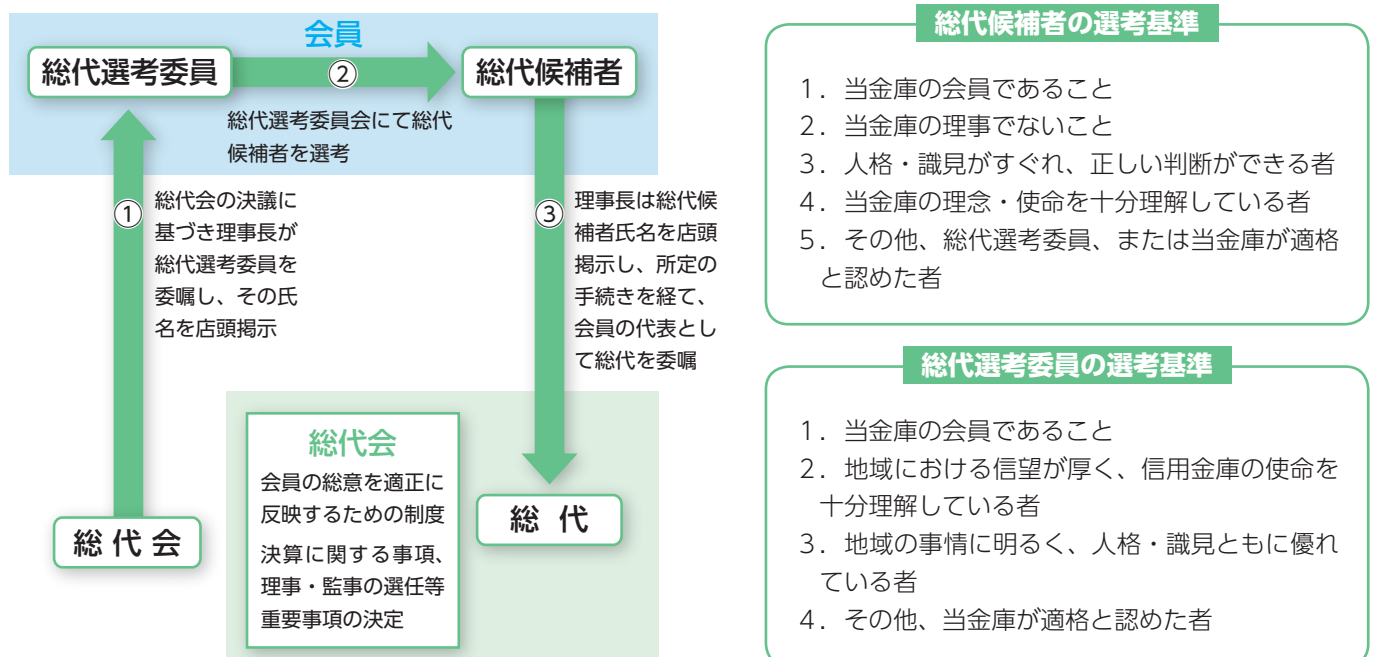
1. 総代の任期は3年です。
2. 総代の定年は75歳としています。ただし、任期中に定年を迎えた場合、任期満了をもって定年とします。
3. 総代の定数は120人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
4. 令和3年6月末現在の総代数は140名で会員数は78,749名です。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。当金庫の総代の選考は「総代選考規程」に基づいて次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 会員の中から総代選考委員を選任する。
2. 総代選考委員が総代候補者を選考する。
3. 総代候補者を会員が信認する。

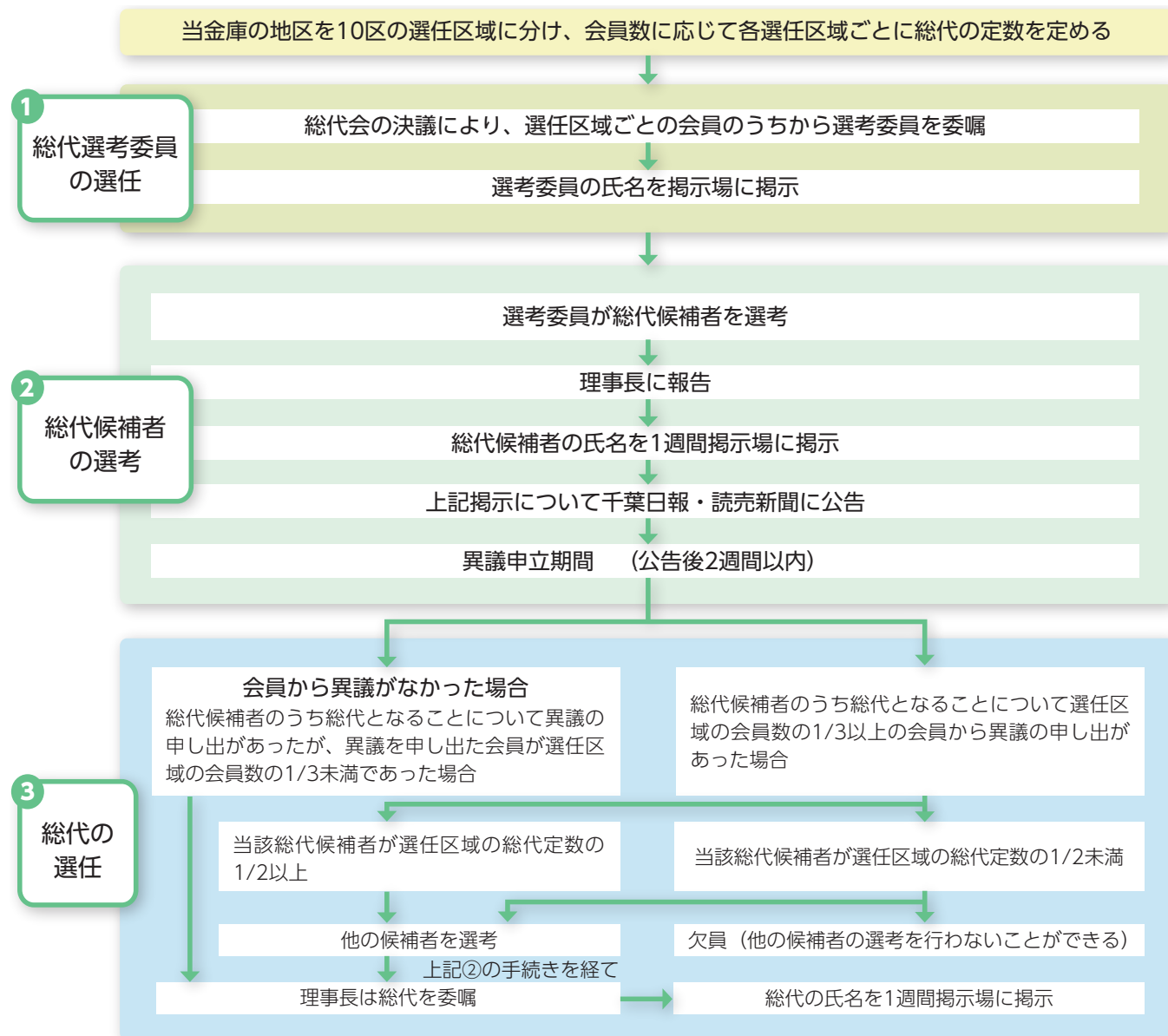
総代会の仕組み



総代会制度

総代が選任されるまでの手続き

総代会制度



第98回通常総代会の報告・決議事項

令和3年6月22日に開催された第98回通常総代会において、次の事項が付議され原案どおり承認されました。

□報告事項

第98期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表及び損益計算書の報告の件

□決議事項

- 第1号議案 第98期（令和2年度）剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 優先出資の一部買入消却の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 総代候補者選考委員の選任の件
- 第5号議案 出資会員の除名の件



総代の氏名等

選任区域	人数	氏 名
第1区	23名	植草 裕一⑤、加賀 一明③、鈴木 吉晴⑤、関根 洋一⑤、塙 良太郎③、福井 晶一③、望月 泰伸⑤、内山 義衛⑤、水野 浩利④、石川 進一④、浦田 直門①、今井 和泉⑤、鈴木 敬二⑤、花澤 直輝②、藤代 忠実②、伊藤 和夫①、高橋 英之②、櫻木英一郎③、新城 早人④、秋葉 健夫⑤、荒川 幸①、戸村 聡④、本橋 英樹④
第2区	12名	大越 一朋⑤、須藤 英文⑥、成家 照男⑥、黒川 恵史③、黒川 高男⑤、中根 亮一①、佐藤 肇②、佐藤 宣仁⑥、佐藤 康弘①、伊藤 政義④、篠崎 正二①、牧野 準⑧
第3区	12名	黒子 恭伸⑧、寺基 勇⑧、森元 一隆②、三橋 治久⑤、齋藤 榮一⑧、宮間 久男④、秋山二三雄③、栗原 清彦②、林 留夫①、浜田 明義⑧、木田 志郎③、鈴木 良夫④
第4区	19名	大矢 仁②、齊賀 茂夫④、宮寄 勝己⑤、守屋謙一郎③、山崎 克哉③、原地 利忠⑧、深山 康彦⑤、宮寺 由貴②、石橋 恒雄⑤、上村 輝男④、千葉 祐巨②、夏井宏一郎②、切替 敬郎⑤、始関 信夫⑥、西村 芳雄⑥、原 藤一⑤、関野 誠治①、鶴山 孝行①、須田 和道①
第5区	8名	浜名 洋一②、茂木 和仁②、松本 央①、露崎 利行④、前田慎太郎①、蛭田 憲広①、進藤 通孝⑥、矢田 高裕①
第6区	16名	宮崎 栄樹④、吾津 修一⑧、荒井潤一郎②、石川 純一②、元吉 和江②、木内 定雄⑤、鬼頭 薫⑥、石井 知明②、鈴木 竹男⑤、山村 兼二⑧、渡部 和夫⑥、三枝 正和②、多田 公俊③、齋藤 治男②、竹本 秀幸②、青木 和義②
第7区	10名	齋藤 良一⑥、眞田 雄司⑧、野村 進一⑤、秋元 直人⑤、磯部 君男⑧、平野 寛明③、宮 邦洋②、森 正明⑧、梶尾憲一郎②、鈴木 正行②
第8区	8名	榎本 守男⑧、岡田 良弘⑤、加藤雄一郎⑧、藤江 貞晴②、藤野健次郎②、石綿 礼敏①、笠原 文善①、森田 勝則③
第9区	20名	山本 豊一①、近藤 正之①、倉田 知広②、田中 健一①、石橋菊太郎⑧、石渡 孝春③、長谷川吉昭⑦、平山 秀樹④、宮崎廣一郎③、宮田 明俊⑧、藤崎 秀幸①、市沢 裕明①、石戸 謙一④、鈴木 庸雄⑧、中村 眞一⑧、眞仲 廣明⑧、岡山 一夫②、香取 信靖①、横田 浩昌②、菊川 一平①
第10区	12名	荒木 由光⑤、高木 秀夫④、蓮見 高純⑤、平野 雅敏⑤、福田 昌広⑤、眞行寺正邦⑧、小川 保①、榎原 正男⑧、村杉 謙一⑤、渡邊 民夫③、内田 博道⑤、藤崎 祥弘⑧

氏名後の数字は総代就任回数（平成14年1月合併以降）

（令和3年6月末現在／敬称略・順不同）

選任区域

- 第1区 千葉市（中央区、若葉区、緑区）
- 第2区 千葉市（稲毛区、美浜区）、四街道市
- 第3区 千葉市（花見川区）、習志野市、船橋市、八千代市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市
- 第4区 市原市、夷隅郡大多喜町
- 第5区 袖ヶ浦市
- 第6区 木更津市
- 第7区 君津市
- 第8区 富津市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
- 第9区 成田市、佐倉市、白井市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、印西市、香取市（旧佐原市に限る）、印旛郡、茨城県取手市（旧取手市に限る）、稲敷郡河内町、北相馬郡
- 第10区 八街市、富里市、東金市、茂原市、山武市、旭市（旧香取郡干潟町に限る）、大網白里市、香取市、山武郡（横芝光町は、旧横芝町に限る）、長生郡、香取郡、茨城県稲敷市（旧稲敷郡東町に限る）

総代の属性別構成比

職業別	法人役員94.3%、個人事業主5.0%、個人0.7%
年齢別	70歳代33.6%、60歳代31.4%、50歳代26.4%、40歳代8.6%
業種別	建設業19.3%、製造業5.7%、運輸業4.3%、卸売業・小売業24.3%、金融・保険業1.4%、不動産業19.3%、学術研究、専門技術サービス業1.4%、飲食業2.9%、生活関連サービス業3.6%、教育・学習支援業4.3%、医療、福祉0.7%、複合サービス事業10.0%、サービス業1.4%、公務0.7%、分類不能の産業0.7%

※業種別の構成比は、法人代表者、個人事業主に限る。業種は日本標準産業分類の大分類に準ずる。

千葉信用金庫の組織

(令和3年6月末現在)

理事 川島 宣彦 (※1)
 常勤監事 足立 進
 監事 渡部 富士男
 // 鶴岡 徳吉 (※2)

※2 監事 鶴岡徳吉は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

[illegible]

13 Chiba Shinkin Disclosure2021



電話de詐欺被害防止キャンペーン

当金庫職員が地元警察署より「一日警察署長」に委嘱され、地元駅構内ならびに市内の金融機関にて、電話de詐欺被害防止に向けた啓発キャンペーンを行いました。



女性活躍推進企業「えるぼし」の認定取得について

当金庫は令和3年1月15日付で女性活躍推進法に基づく「基準適合一般事業主認定」を受け、千葉県内の信用金庫で初めて、認定マーク「えるぼし」を取得しました。

今後も引き続き、職員が能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、安心して働ける職場環境を作っていきます。



新型コロナウイルス対策支援ファンド「しんきんの礎」を活用した経営支援について

令和2年12月に当金庫の取引先である「株式会社 栄進フーズ」様に対して、「信金キャピタル株式会社」が運営する新型コロナウイルス対策支援ファンド「しんきんの礎」を活用し、資金支援を行いました。

本件は当金庫で初のファンドの活用となり、東京都を含む関東圏内で初の取り組みとなりました。

当金庫は今後も必要に応じて外部機関との連携を図り、お客様の経営課題に対する適時適切な支援を行ってまいります。



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況

■中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫では、「地域とともに歩み、地域とともに発展する」という理念のもと、「地域密着型金融の推進」を経営の重要課題とし、役職員一丸となって積極的に取り組んでおります。

今後も、各種相談会・セミナーの実施やビジネスマッチング機会の提供など、地域の経済や社会の活性化に貢献していくとともに、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案・支援してまいります。

また、お客様からの資金に関する相談や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

■中小企業の経営支援に関する態勢整備・取組状況

当金庫では、お取引先中小企業の経営を支援するための部署として企業サポート部を設置しております。

企業サポート部には、中小企業診断士3名をはじめとし、総勢9名の職員を配置して、商工団体協力機関など外部中小企業支援機関や、大学等研究機関等と連携し、態勢の整備を図っております。

また、事業性評価や課題解決に関する研修を実施し、人材の育成にも取り組んでおります。

経営革新等支援機関の認定

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として平成24年11月5日付で認定を受けました。

各営業店を通じて企業経営に関する様々なご相談を受け付け、関係部署およびちばしんきんコラボ産学官の協力機関と連携し、補助金事業等の中小企業支援策についての情報提供や中小企業が抱える課題解決に向けて積極的に取り組んでおります。

中小企業の皆様

相談 ↓ 支援 ↑ 提案

千葉信用金庫
経営革新等支援機関

営業店49店舗

連携 ↑ ↓

企業サポート部

連携 ↑ ↓

【外部機関】

- ・千葉県産業振興センター
- ・千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等

経営支援等の取り組み実績

当金庫では、支援対象先に対し営業店と企業サポート部が一体となって経営改善計画策定支援や経営情報等の提供を行うとともに計画進捗管理、業況管理等により、お取引先企業の経営改善に取り組んでおります。

【令和2年4月～令和3年3月】

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数			経営改善 支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
			αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数 β	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数 γ	αのうち再生 計画を策定し ている全ての 先数 δ			
正常先 ①	6,154	0		0	0	0.0%		0.0%
要注意先 うち その他 要注意先 ②	986	16	0	15	15	1.6%	0.0%	93.7%
うち 要管理先 ③	20	2	0	1	2	10.0%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	146	7	0	7	4	4.7%	0.0%	57.1%
実質破綻先 ⑤	323	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先 ⑥	32	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計 (②～⑥の計)	1,507	25	0	23	21	1.6%	0.0%	84.0%
合計	7,661	25	0	23	21	0.3%	0.0%	84.0%

- (注)・期初債務者数および債務者区分は令和2年4月初時点で整理。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めない。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
・なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
・「αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業再生支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。

1. 成長段階における支援

ちばしんきんコラボ産学官の活動

「ちばしんきんコラボ産学官」は、中小企業にとって、身近な金融機関である信用金庫が産学連携の窓口となることで、専門的な知識・技術を必要とする県内中小企業と研究成果を産業に活かそうとする大学等研究機関との橋渡しを行う目的で、当金庫が事務局となって平成19年に設立いたしました。

会員企業を訪問し技術課題や経営課題に対応するとともに、各地でセミナーや相談会を開催する等、地元中小企業への支援活動に取り組んでおります。(令和3年3月末現在の会員数140社)

海外進出企業支援に関する業務提携

平成26年2月より経済産業省や外務省が主体となって開始された「海外展開一貫支援ファストパス制度」に千葉信用金庫として登録し、お客様の海外展開支援のお手伝いをする体制整備を図っております。

お取引先企業からの海外進出に関するご相談に対し、信金中央金庫との連携により、海外ビジネス支援、海外販路開拓支援、外国人関連ビジネス支援、人材派遣、人材育成支援等、海外ネットワークを活用し、サポートを行っております。

2. ビジネスマッチングへの対応

2020食のカタログ商談 in CHIBA

例年開催している「しんきん食の商談会」が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

これに代わり、千葉県内の5信用金庫（千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原）・千葉県信用金庫協会・信金中央金庫・ちばしんきんコラボ産学官と共催し、新型コロナウイルスの影響を受ける地域企業支援の一環として、「カタログ」にてサプライヤー企業を紹介し、バイヤーとのマッチングを支援いたしました。



ちばしんきん経営者会

ちばしんきん経営者会は、当金庫のお取引先の経営者で構成する会員組織です。

「新しい時代の経営環境に適應できる会員の経営力の向上と、その企業の健全な発展を図ること」を目的として平成2年に発足し、今日に至っております。

その時々ニーズに合ったセミナーが企画・開催され、業種の垣根を越えた交流会はビジネスマッチングおよび地域の活性化の場として貢献しております。(令和3年3月末現在の会員数250名)

3. 各種補助金等公的支援の活用

助成金、補助金等の申請サポート

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けたお取引先へ「持続化給付金」・「千葉県中小企業再建支援金」・「雇用調整助成金」申請等に係る支援を行いました。

また、中小企業の新規資金需要等の後押しを目的として、ニーズの高い「ものづくり・商業・サービス補助金」・「働き方改革推進支援助成金」・「事業再構築補助金」などの情報提供に加え事業計画作成サポート等を実施いたしました。

中小企業の経営課題等、真のニーズに対する情報提供や提案等、本部と支店が一体となった取り組みや外部機関との連携により支援活動を実施しております。

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況

4. 外部専門家・外部機関等との活動

市原商工会議所 無料経営相談会

市原商工会議所とのコラボレーションにより、新型コロナウイルスの影響で景況感の厳しさが増す中で、中小企業の経営を伴走型で支援するため、千葉信用金庫市原市内4店舗（牛久、八幡、姉崎、青柳支店）で無料経営相談会を実施いたしました。

相 談 員：市原商工会議所経営指導員、市原市産業支援センターコーディネーター
相談件数：11件

相談内容：創業、販路拡大、補助金の活用、新たな事業展開、事業承継、その他



企業実地診断

地域の中小企業に対する総合的な支援の一環として、無料で取引先への「企業実地診断」を行っております。

中小企業診断士の資格を有する当金庫職員が、お取引先企業に土日を含み連続9日間のスケジュールで、経営全般に関する課題を明確化して改善策を提案するなど「総合的な企業診断」を行っております。

令和2年度は2社に対して実施いたしました。



コンサルティングサービス

事業承継や遺産相続、日常生活におけるトラブルなどに関する法的解決や、相続税や自社株対策などの税金に関するご相談を、当金庫の顧問弁護士、顧問税理士に無料で相談できる「法律相談」「税務相談」を実施しております。

また、年金制度のしくみや年金のお受取に関する様々なご質問などにお応えするため、社会保険労務士または当金庫の年金アドバイザーが営業店を定期的に巡回して、「年金相談会（無料）」を実施しております。

5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	2,076件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	17.03%
保証契約を解除した件数	83件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

■地域の活性化に向けた取り組み

しんきん圏央道アライアンスに関する取り組み

圏央道沿線に本・支店を置く5つの信用金庫（千葉、水戸、埼玉縣、平塚、多摩）が、地域貢献・地方創生を通じて地域経済の発展につなげることを目的とした「しんきん圏央道アライアンス」の協定を締結しております。

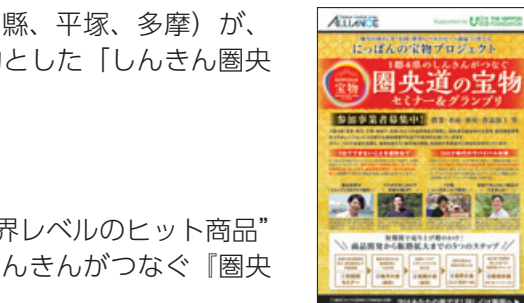
「圏央道の宝物セミナー&グランプリ」の開催

「しんきん圏央道アライアンス」は、“地方の原石”を“全国・世界レベルのヒット商品”に育てる「にっぽんの宝物プロジェクト」と共催し、「1都4県のしんきんがつなぐ『圏央道の宝物』セミナー&グランプリ」を開催いたしました。

「圏央道の宝物セミナー」

セミナーでは、令和2年10月から3回にわたり、圏央道沿線地域の生産者・製造事業者等（各信用金庫約20社、5つの信用金庫全体で約100社）が集い、業界を超えた対話型セミナーを通じて、自社商品のブラッシュアップや、参加者同士のコラボレーションによる新商品開発に取り組みました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、講師が登場するリアル会場と、他の会場をオンラインでつなげて同時中継する、withコロナ時代における新しい試みとなりました。



「圏央道の宝物グランプリ 2020-2021」

セミナーの成果を披露する場として、令和2年12月にセミナー参加事業者の代表として、一次予選を通過した16チーム（約35事業者）によるプレゼンテーション型グランプリを開催いたしました。

外部有識者の選考により、グランプリ、準グランプリ、審査員特別賞、しんきん圏央道アライアンス特別賞等として表彰し、当金庫からの出場3チームも表彰を受けました。



Instagram公式アカウントの開設、投稿を開始

「しんきん圏央道アライアンス」では、令和2年6月にSNSのInstagram公式アカウント「Deep圏央道」を開設いたしました。

5つの各信用金庫職員が「地域レポーター」となり、信用金庫職員だからこそ知っている隠れた名産品や自然景観などを掘り起こし、地域の魅力を発信しております。



「Deep圏央道」の
Instagramはこちらから！



「Deep圏央道Plus」情報紙の発行

各信用金庫の「地域レポーター」が、令和3年6月に「知る」という切り口で情報紙「Deep圏央道plus」を発行いたしました。

圏央道沿線1都4県の歴史スポットの紹介、事業者紹介やクーポン情報などを一挙に盛り込み、圏央道沿線地域の魅力をPRしております。



景気動向調査レポート

当金庫営業区域内の中小企業を対象として、景気動向調査を実施しております。

四半期毎にお取引先約500社にアンケートを配付し、地域経済の動向について調査結果を取りまとめ、事業者の皆様の経営にお役立ていただいております。

平成16年4月に第1号を発刊し、令和2年度は4回の発刊をいたしました。



千葉信用金庫の取り組み

■SDGsへの取り組み

当金庫は、国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に賛同し、2020年3月に「SDGs宣言」を公表いたしました。地域金融機関の特性を活かし、今後も当金庫の事業活動の一環としてSDGsの達成に貢献してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



千葉信用金庫のSDGsの
取組内容につきましては、
こちらをご覧ください。



SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念として、世界中の全ての人々が幸せに暮らすことができる社会を作るための「17の目標」と「169のターゲット」で構成されております。

■しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」の受託について

しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」は、商品特性としてSDGs達成に向けた用途への寄付を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することを目的に発行金額の一部を寄贈します。

私募債の発行自体は純資産額や自己資本比率等の厳しい発行資格条件を満たす必要があり「優良企業」であることの証明となります。

今後もお客様の多様化する資金ニーズに対応し、また地元企業の発展と地域づくりへ貢献してまいります。



アローズエンジニアリング
株式会社 様



株式会社 黒田電気商会 様



学校用備品：感染防止カウンター用アクリルボード



体育館用備品：ジェットヒーター

■振り込め詐欺未然防止

複雑化・巧妙化する電話de詐欺の撲滅に向け、店頭やATMコーナーで積極的な声かけ、注意喚起ポスターやパンフレットの掲出を行っております。

また、当金庫職員の振り込め詐欺未然防止が評価され、地元警察署より表彰を受けました。



■6月15日は信用金庫の日

社会貢献活動の一環として、本店駐車場にて職員による献血運動を実施しました。



■ちばしんきん金融教室

例年、当金庫営業区域内の小学校を訪問し、出前授業を実施しております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から新たな取り組みとして、信用金庫の業務内容等についての説明や職員へのインタビューをビデオで撮影し、小学6年生に放映しました。



■「基準適合一般事業主認定」および認定マーク「くるみん認定」について

千葉労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定」を受け、子育てサポート企業として認定マーク「くるみん」を令和元年10月に取得しました。

当金庫は2回目の「くるみん」取得に向けて、仕事と子育てを両立できる職場環境を整備し、引き続き取り組みを進めております。



内部管理基本方針

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための態勢（内部統制）の整備、確立を経営の最重要課題として位置づけて取り組んでまいります。

1. 当金庫の理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫およびその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
6. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 当金庫の監事の職務を補助する職員の当金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 当金庫の監事への報告に関する体制
9. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
11. 当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

千葉信用金庫行動綱領

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

千葉信用金庫は、地域金融機関として、その社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

千葉信用金庫は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令等の厳格な遵守

千葉信用金庫は、あらゆる法令等を厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

千葉信用金庫は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 職員の人権の尊重等

千葉信用金庫は、職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

千葉信用金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動への取組み

千葉信用金庫は、社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8. 反社会的勢力との関係遮断

千葉信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

コンプライアンスとは、業務を遂行するうえで関わってくる法令や規則はもとより、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫は、これまでもその社会的使命と公共的責任を十分に認識し、誠実かつ公正な業務遂行に努めてまいりました。そして、これからもコンプライアンスを経営の基本原則と位置づけ、業務に取り組んでまいります。

コンプライアンス宣言

私たち千葉信用金庫役職員は、「信頼され、期待され、支持され、選ばれる」金融機関を目指して、従来にも増して、コンプライアンス重視の企業風土を確立していくことを宣言します。

《宣言内容》

- 私たちは、千葉信用金庫「行動綱領」「役職員の行動基準」を遵守します。
- 私たちは、一人ひとりのお客様を大切に、常日頃から良識と良心に従って行動します。
- 私たちは、信用失墜に繋がる、事務ミスや事故、不祥事等の全くない金融機関として、地域における信頼を揺るぎのないものとします。
- 私たちは、コンプライアンスを遵守し、コンプライアンスに反する指示・命令には、毅然とした態度で反対し、その是正を図ります。

コンプライアンスへの取組

コンプライアンスを実現するためには、組織的かつ効果的な内部統制が図られる必要があります。当金庫では、毎年前年度の取組状況を踏まえ、理事会においてコンプライアンス・プログラム（実践計画）を策定し、計画的に取り組んでおります。また、行動綱領・基準を定め、遵守すべき法令等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に配付し、コンプライアンス意識の向上に努めるとともにコンプライアンス・チェックリストにより、日常業務におけるコンプライアンスの取組状況を自己点検しております。

さらに、定期的な研修を実施するとともに毎月各部店において勉強会を実施し、コンプライアンス意識の向上や遵守すべき法令、ルールなどの理解に努めております。なお、金融商品販売にあたっては、勧誘方針を定め、説明責任などコンプライアンスに係る規程等を整備し、誠実な営業活動に努めております。

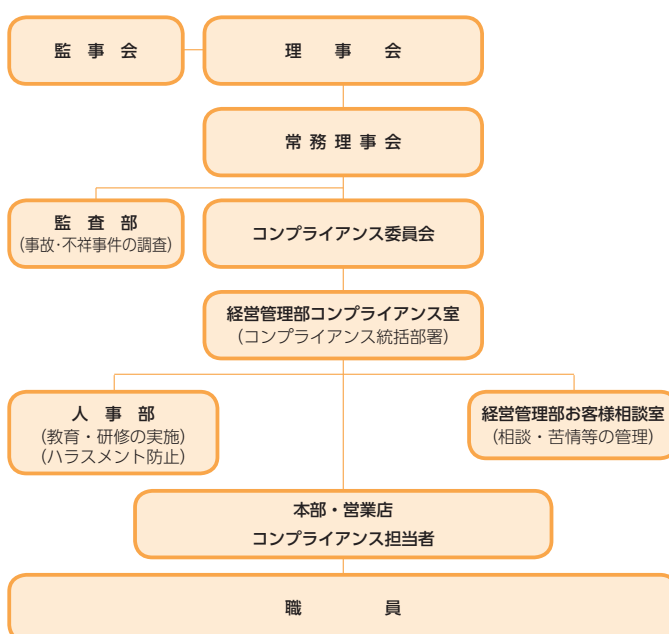
コンプライアンス体制

当金庫は理事会をコンプライアンスに関する最高意思決定機関とし、理事会・常務理事会は企業倫理の構築のための態勢を整備するとともに「コンプライアンス態勢の基本方針」を定め、周知徹底を図っています。

コンプライアンスを議論する場として「コンプライアンス委員会」を設置し、より効果的なコンプライアンスの推進に努めています。

また、コンプライアンスの統括部署として、経営管理部コンプライアンス室を設置し、役職員の指導・教育を担当するとともに法務リスク管理にあたっています。各部店にはコンプライアンス担当者を設置し、コンプライアンスを基本とした業務運営を徹底しています。

コンプライアンス体制図



顧客保護等管理の基本方針

当金庫は、お客様の信頼を第一と考え、法令等を遵守し社会規範に則り誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. お客様との取引に際しまして説明を要するすべての取引や商品について、法令等に従い情報提供および商品説明を適切かつ十分に行います。
 2. お客様からの相談や苦情などは、法令等に従いお客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が確保されるよう適切かつ十分に取扱いします。
 3. お客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 4. お客様に関する業務を外部業者に委託するにあたりましては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。
 5. お客様との取引にあたりお客様の利益が不当に害されることを防止するため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 6. 業務に関したお客様の保護とお客様の利便性の向上のため、当金庫が必要と判断した業務の適切な管理を行います。
- ※本基本方針において「お客様」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用なさろうとされる方」を意味します。
- ※お客様保護の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入、金融商品の販売、募集のお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) イ. からハ. のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - (2) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当金庫は、お客様の信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

◆当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。

◆お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や営業係等が店頭でお客様から取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

◆当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

◆お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（利用目的）

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメール（DM）の発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 教育、結婚・子育て等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦ 預貯金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

◆当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお客様相談室までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

◆お客様本人から、当金庫が保有している個人情報等について開示等のご請求があった場合には、請求者ご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

◆お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

◆お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

◆以上のとおり、お客様に関する個人情報等の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお客様相談室までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、当金庫の営業店もしくは下記のお客様相談室までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

千葉信用金庫 お客様相談室
住 所：〒260-0013 千葉市中央区中央2丁目4番1号
TEL：0120-013-565 FAX：043-224-8530
Eメール：otoiawase@chiba-shinkin.co.jp

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については、所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘

については午前8時45分から午後8時までといたします。

ただし、事前にお客様からのご了解をいただいている場合を除きます。

5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

※当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
 - 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身（養老）保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険（年金払を含む）」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
（※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ）。）
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身（養老）保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険

金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円
 - ④ 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円
- 【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円

- 【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
 - 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

千葉信用金庫 経営管理部お客様相談室

電話番号：0120-013-565

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

《基本方針》

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ、理事長以下、組織全体で対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
2. 管理態勢
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務管理部とし、関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫及び子会社が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。
5. 疑わしい取引の届出
営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
6. 資産凍結の措置
テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

26

リスク管理態勢

当金庫では、統合的リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、各リスクの担当部署を決め、適切なリスク管理を行っております。また、これらリスクに対しては、経営管理部がその管理状況を検証し、各リスクを一元的に把握し、理事会および常務理事会においてきめ細かいコントロールを行っております。

今後も、経営の健全性を確保し収益の向上を図るため、リスク管理の強化に取り組んでまいります。

信用リスク

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクです。当金庫では、貸出金などの推進部門と審査部門を分離し、推進に偏らず厳格な審査体制を採用しております。資産査定については、経営管理部を統括部署として貸出資

産の内容などを厳格に査定し、監査部にて査定手続きの適切性および結果の正確性を検証しております。大口与信先については、融資審査会を定期的開催し、個々の貸出先などへの取組方針を明確にしております。こうした事前の審査や事後の管理を強化することで、貸出資産の健全化に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。当金庫では、有価証券

運用について、安全性と流動性を十分考慮し、運用基準などを定め、リスク分散を図りながら効率的に収益の最大化を図る体制を整備しております。また、経営管理部を市場リスク管理の統括部門として、統一的な尺度で計測し、検証、評価をしております。

流動性リスク

流動性リスクとは、調達と運用の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」、および市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることによ

り損失を被る「市場流動性リスク」のことです。当金庫では、一定の基準を設け、総合企画部が毎日の流動性準備量を検証し、週次・月次では市場資金部が作成する資金繰り表などに基き常務理事会が検証するなど、支払い準備には万全を期しております。



オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算出に含まれる分）のことです。自己資本比率の算出に含まれないものの当金庫

が定義したリスクも含み、以下のものが該当します。オペレーショナル・リスクについては、経営管理部を総合的な管理部署として、その発生防止に努めております。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正などを起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、事務の正確性向上のため、全ての事務に係る規程・細則などを制

定しております。また、事務検査室による臨店検査や各営業店にて自店検査を実施し、事務処理の厳格化と事故の未然防止に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動などシステムの不具合等に伴い当金庫が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、勘定処理の主要システムはしんきん共同センターに加盟し、各種データの遠隔地保管ならびにバックアップ専用のシステムを完備するなどシステム面の安全対策を講じております。また、(財)金

融情報システムセンター発刊の「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」などに基づき、「コンティンジェンシープラン（危機管理マニュアル）」を制定し、万一の事故や災害に備えるとともに、サイバー攻撃リスクへの対応として、サイバーセキュリティ管理規程を制定し、サイバーセキュリティ管理態勢の整備に努めております。

その他オペレーショナル・リスク

その他オペレーショナル・リスクとしては、「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評（レピュテーション）リスク」などが該当します。これらのその他オペレーショナル・リスクについては、主管部署を定め、各種管理規程・細則を制定し適切な管理に努めております。

法務リスク……法務リスクとは、お客様に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失、損害などをいいます。

人的リスク……人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等から生じる損失、損害などをいいます。

有形資産リスク……有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損、損害などをいいます。

風評（レピュテーション）リスク……風評（レピュテーション）リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することによる損失、損害などをいいます。

商品・サービス

紙通帳から通帳アプリ（通帳レス）へ しんきん通帳アプリ

キャッシュカードが発行されている普通預金・総合口座をお持ちの、個人・個人事業主のお客様がご利用いただける便利なスマートフォン専用アプリです。

アプリをダウンロードしていただくことで、紙通帳を発行せず、いつでもどこでも簡単に入出金明細や口座残高をスマートフォンでご確認いただけます。

●アプリへのご登録で

- ・口座番号そのままスマートフォンで簡単に登録できます。
- ・保有口座を最大5つまで登録できます。
- ・直近10回分の取引明細が見られます。

●通帳アプリ（通帳レス）への切替で

- ・最大10年間分の取引明細が確認できます。
- ・期間や金額などから明細を検索できます。

※通帳レスへの切替後、紙通帳はご利用頂けなくなります。

※通帳アプリ（通帳レス）にてご利用の口座を紙通帳へ戻す際には、当金庫所定の通帳再発行手数料がかかります。

ご利用
無料



アプリご利用方法は
こちらから！

経営支援プラットフォーム Chiba Big Advance



「Chiba Big Advance」は、金融機関の枠を超えて地域の中小企業のお客様の経営課題を支援する、WEBプラットフォームサービスです。数多くのパートナー企業との連携により、販路拡大・業務効率化・人材確保などの様々な経営課題にお応えします。

便利な機能

- ビジネスマッチング
- 従業員への福利厚生サービス
- ホームページ作成機能
- 専門家相談
- オープンイノベーション
- チャット



Chiba Big Advance
ホームページはこちら！

しんきん相続信託・しんきん暦年信託 こころのボタン・こころのリボン

お客様ご自身の将来やご家族の未来のために、必要な資金をあらかじめ準備できるしんきん相続信託「こころのボタン」や、お子様、お孫様、ご家族へ、生前贈与をサポートするしんきん暦年信託「こころのリボン」をお取り扱いしております。



ちばしんきん信寿倶楽部

ちばしんきん信寿倶楽部は、公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金等）のお受取口座を千葉信用金庫にご指定いただいているお客様を対象にした会員組織です。1年に1回、年金情報紙「いちばん日和」を発行し、会員の皆様へ情報提供を行っております。



■預金積金商品一覧

種 類		お預かり期間	お預け入れ金額	特 色
総合口座	普通預金	出し入れ自由	1円以上	普通預金または無利息型普通預金にお利息の有利な定期預金をセットして〈貯める〉、給与・年金等の自動振込により〈受け取る〉、公共料金を〈支払う〉、いざという時に、定期預金残高の90%・最高500万円まで自動融資により〈借りる〉という4つの機能を1冊の通帳にセットした大変便利な口座です。
	無利息型普通預金			
	スーパー定期預金	3カ月・6カ月・1年・2年・3年・4年・5年	1万円以上 1,000万円未満	
	期日指定定期預金	最長3年（据置期間1年）	1万円以上 300万円未満	
	変動金利定期預金	1年・2年・3年	1万円以上	
	大口定期預金	3カ月・6カ月・1年・2年・3年・4年・5年	1,000万円以上	
普通預金		出し入れ自由	1円以上	出し入れは自由。キャッシュカードのご利用が可能となっており、給与・年金の受取や公共料金等の振替口座として幅広くご利用いただけます。
無利息型普通預金		出し入れ自由	1円以上	利息のつかない普通預金。預金保険制度により全額保護されます。
スーパー定期預金		1カ月・3カ月・6カ月・1年・2年・3年・4年・5年※	1円以上 1,000万円未満	自由金利で確定利回りですから安心・確実、自由に選べる運用期間、更に3年以上は半年複利（個人のみ）でますますおトクに運用できます。
期日指定定期預金		最長3年（据置期間1年）	100円以上 300万円未満	個人専用です。預入後1年を経過すると、1カ月以上前に満期日を指定すれば、いつでも払い出しが可能です。お利息は、1年毎の複利計算で有利です。
大口定期預金		1カ月・3カ月・6カ月・1年・2年・3年・4年・5年※	1,000万円以上	金融市場の金利動向を考慮して金利が設定される自由金利定期預金です。
変動金利定期預金		1年・2年・3年	100円以上	預入日から6カ月毎に利率が見直される変動金利の定期預金です。期間3年ものは半年複利（個人のみ）と単利扱いがあります。
貯蓄預金（スーパーエッグ）		出し入れ自由	1円以上	普通預金感覚の、残高（10万円以上、30万円以上、50万円以上、100万円以上）に応じて金利がアップする預金で、効率よく運用できます。スウィングサービスもご利用いただけます。
積立定期預金	単利確定日型	1年以上30年以下	1,000円以上	毎月の積み立てをスーパー定期預金でお預かりする積立預金です。ボーナス時の上乗せ積立もできます。どなたでもご利用いただけます。
	複利確定日自継型	1年以上30年以下	1,000円以上	毎月の積み立てを預入日から満期日までの期間に応じ、スーパー定期預金および期日指定定期預金でお預かりする積立預金です。ボーナス時の上乗せ積立もできます。個人の方のみご利用いただけます。
	複利エンドレス自継型	期間の定めはございません	1,000円以上	毎月の積み立てを期日指定定期預金でお預かりする積立預金です。ボーナス時の上乗せ積立もできます。個人の方のみご利用いただけます。
定期積金（スーパー積金）		6カ月・1年・2年・3年・4年・5年	1,000円以上	毎月一定額を積み立てて、大きく貯める計画預金・目的預金にピッタリの月掛け預金です。
当座預金		出し入れ自由	1円以上	取引に安全で便利な小切手・手形がご利用いただけます。
通知預金		7日以上	1万円以上	短期間の資金運用に有利な預金です。
納税準備預金		お預入れは自由 お引出しは納税時	1円以上	納税資金専用の預金です。お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典があります。
財形預金	財産形成期日指定定期預金	3年以上積立	1,000円以上	勤務先の財形制度を通じて、毎月の給料やボーナスから指定の金額を天引きします。貯蓄目的はご自由です。
	財産形成年金預金	5年以上積立	1,000円以上	毎月の給料から天引きして将来の年金資金を貯める預金で、財形住宅預金との合計額元本550万円までの利息は非課税の適用が受けられます。
	財産形成住宅預金	5年以上積立	1,000円以上	毎月の給料から天引きして将来の住宅資金を貯める預金で、財形年金預金との合計額元本550万円までの利息は非課税の適用が受けられます。

※お預かり期間については満期日指定方式もご利用いただけます。（期間1カ月起～5年未満）

■融資商品（主な個人向けローン）

種 類		お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人など
住宅ローン	住宅ローン (保証会社付) ・(一社)しんきん保証基金保証 ・全国保証㈱保証	◎住宅の新築・増改築、土地購入資金 ◎建売・中古住宅の購入資金 ◎住宅ローン等の借換資金など	1億円以内	原則35年以内 ※最長50年以内	・担保／土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ・保証人／保証会社が保証いたしますので、原則として不要です。 ※ご本人の団体信用生命保険加入が必要です。
	住宅ローン (保証料不要型)		5,000万円以内	最長35年以内 ※他行住宅ローン借換え・中古マンション購入の場合は所定の期間内とします。	・担保／土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ・保証人／配偶者を連帯保証人とさせていただきます。 ※ご本人の団体信用生命保険加入が必要です。
	3大疾病保障特約付 リビング・ニーズ特約付 住宅ローン ・(一社)しんきん保証基金保証 ・全国保証㈱保証		1億円以内	最長35年以内 ※満75歳となる誕生日の前月末までに住宅ローン完済	・担保／土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ・保証人／保証会社が保証いたしますので、原則として不要です。 ※3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入いただける方がご利用になれます。
	団体信用就業不能保障保険 ・3大疾病保障特約付 リビング・ニーズ特約付 住宅ローン ・(一社)しんきん保証基金保証 ・全国保証㈱保証		1億円以内	最長35年以内 ※満75歳となる誕生日の前月末までに住宅ローン完済	・担保／土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ・保証人／保証会社が保証いたしますので、原則として不要です。 ※団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険に加入いただける方がご利用になれます。
	がん保障特約付 リビング・ニーズ特約付 住宅ローン ・(一社)しんきん保証基金保証 ・全国保証㈱保証		1億円以内	最長35年以内 ※満75歳に達した年の12月31日までに住宅ローン完済	・担保／土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ・保証人／保証会社が保証いたしますので、原則として不要です。 ※がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険にご加入いただける方がご利用になれます。
	フラット35 ・住宅金融支援機構買取型		8,000万円以内	35年以内	・担保／住宅ローン債権の譲受人である住宅金融支援機構が土地・建物に第1順位の抵当権を設定いたします。 ・保証人／原則として不要です。 ・原則として住宅金融支援機構団体信用生命保険加入が必要です。
リフォームローン	無担保住宅ローン ・(一社)しんきん保証基金保証	申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくは家族が所有している自宅、または家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅に関する次の資金 ◎自宅の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金、購入等に伴う諸費用 ◎自宅の購入資金やリフォーム資金等の借換	1,500万円以内	20年以内	・担保／不要です。 ・保証人／(一社)しんきん保証基金が保証いたします。
カーライフローン	カーライフローン ・(一社)しんきん保証基金保証	◎新車・中古車・オートバイ、電動アシスト自転車の購入、パーツやオプション購入・取付費用、車検、自動車保険料、修理費用、免許取得費用など ◎就職内定者の方にもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	・担保／不要です。 ・保証人／(一社)しんきん保証基金が保証いたします。
	カーライフローン・エコ ・(一社)しんきん保証基金保証	◎エコカー（電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス）購入費用など	1,000万円以内	10年以内	・担保／不要です。 ・保証人／(一社)しんきん保証基金が保証いたします。
個人ローン	お手軽くん登場！ 助っくん参上！ ・㈱クレディセゾン保証	◎ご自由です。（お使いみちは確認させていただきます。） ※ただし、事業性資金にはご利用いただけません。	10万円以上 200万円以内 (1万円単位)	5年以内	・担保／不要です。 ・保証人／㈱クレディセゾンが保証いたします。
	真打くん見参！ ・オリックス・クレジット㈱保証	◎ご自由です。 ※ただし、事業性資金にはご利用いただけません。	10万円以上 800万円以内 (1万円単位)	10年以内	・担保／不要です。 ・保証人／オリックス・クレジット㈱が保証いたします。
	個人ローン ・(一社)しんきん保証基金保証	◎お使いみちは自由です。ただし、事業性資金や旧債返済のためにはご利用いただけません。	500万円以内	10年以内	・担保／不要です。 ・保証人／(一社)しんきん保証基金が保証いたします。
	教育ローン（証書貸付） ・(一社)しんきん保証基金保証	◎受験費用、学習塾や予備校の費用、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、学校への納付金、引越費用、教材費など	1,000万円以内	16年以内	・担保／不要です。 ・保証人／(一社)しんきん保証基金が保証いたします。
カードローン	しんきんカードローン ・(一社)しんきん保証基金保証	◎お使いみちは自由です。ただし、事業性資金にはご利用いただけません。	最高100万円 ※定額返済	3年以内 ※更新審査あり	・担保／不要です。 ・保証人／(一社)しんきん保証基金が保証いたします。
	しんきんきゃっする500 ・信金チャランティ㈱保証		最高500万円 ※残高スライド返済	3年以内 ※原則、自動更新	・担保／不要です。 ・保証人／信金チャランティ㈱が保証いたします。
	シルバーきゃっする ・信金チャランティ㈱保証		最高50万円 ※定額返済		
	教育カードローン ・(一社)しんきん保証基金保証		500万円以内	15年以内 (当座貸越期間： 元金据置最長5年) ※6年制大学等の 特例あり ※更新審査あり	・担保／不要です。 ・保証人／(一社)しんきん保証基金が保証いたします。

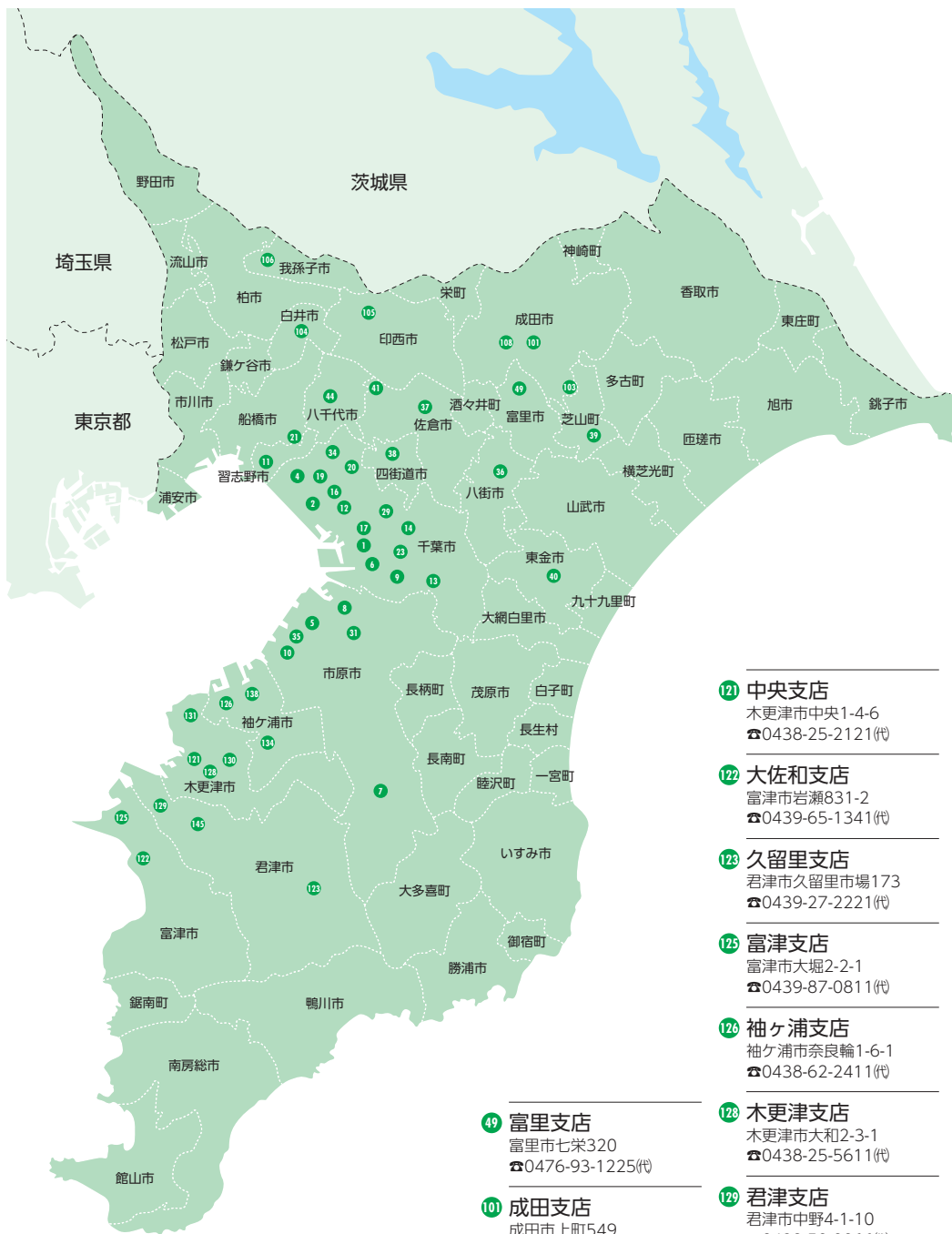
○それぞれの商品につきましては、お近くの店舗にお気軽にお問い合わせください。

■各種サービス一覧

種 類	内 容
自動支払	公共料金などのお支払いをご指定の預金口座から自動的に引き落としとして納付先へ支払います。
定額自動振込	家賃や駐車料金のように、毎月（あるいは数カ月一度）一定額を振込む場合自動振込サービスをご利用下さい。ご指定日にご指定の預金口座から引き落としとして相手方へ確実に振込みます。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが、勤務先から直接お客様の預金口座へ振込まれるサービスです。安全な上に必要なだけ引出すようにすれば、計画的な使い方ができ、振込まれた日から利息がつき有利です。
年金・配当金等自動受取	厚生年金や国民年金などの各種年金や配当金などが一度の手続きで、毎回自動的にお客様の預金口座に振込まれ、安全確実に受取りいただけます。また、振込まれたその日から利息がつきますので、ムダがありません。
内国為替	全国の金融機関とオンラインで結ばれており、ご指定の預金口座に迅速・確実にお振込みができます。手形や小切手の取立も行っております。
貸金庫	預金証書・権利証などの重要書類、貴金属などの貴重品を安全確実に預かりいたします。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、売上代金などをその日のうちにお預かりし、翌営業日にご指定の預金口座に入金します。
テレホンバンキング	入出金明細・預金残高の照会・振込・振替などを専用フリーダイヤルでご利用いただけます。（携帯電話でのご利用は有料回線となります。）
インターネットバンキング	事業所・ご家庭のパソコンから入出金明細・預金残高の照会・振込・振替などがご利用いただけます。
Pay-easy口座振替受付サービス	口座振替の申込手続きを、印鑑なしにキャッシュカードと暗証番号だけで行えます。
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	お客様の預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、その場でチャージ（入金）できるサービスです。
リースのご案内	機械設備などのリースをご希望のお客様に、しんきんリース（株）をご案内します。
キャッシュカード	カード1枚で当金庫の本支店はもとより全国の提携金融機関で現金のお引出しができます。さらに、しんきんゼロネットサービス時間帯にご利用になれば、全国の信用金庫で手数料無料でご利用いただけます。法人カードもご利用いただけます。
デビットカード	「J-Debit」のマークのある加盟店で、お買い物などのご利用代金をキャッシュカードでお支払いいただけます。日曜・祝日・時間外と幅広い時間帯でご利用いただけます。
クレジットカード	しんきんVISA、JCBなど各種カードの決済口座として当金庫の預金口座をご利用いただけます。
株式・出資払込	法人の設立・増資時の株式・出資払込の取扱いをいたします。
投資信託	預金以外の資金運用のお手伝いをいたします。
国債	長期保有の安定した資金運用にお役立てください。
確定拠出年金	加入者様がご自身で年金資産を運用し、その運用成果に応じて将来受け取る年金額が変動する新しい年金制度です。企業型の導入、個人型加入のお手伝いをいたします。
損害保険	住宅ローンに伴う、長期総合住宅火災保険「しんきんグッドすまいる」・債務返済支援保険「しんきんグッドサポート」等によりお客様の安心をお手伝いいたします。その他、海外旅行傷害保険はインターネットでお申込みいただけます。
ネット口座振替受付サービス	パソコンや携帯電話を利用して、収納機関のインターネットサイトで預金口座振替の契約申込を行うことができます。
でんさいネットサービス	でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）を利用して提供する新しい決済サービスです。インターネット（PC）等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡を行うことができます。

店舗一覽 (千葉県地図)

- 1 本店
千葉市中央区中央2-4-1
☎043-225-1118(代)
- 2 稲毛支店
千葉市稲毛区稲毛東3-16-9
☎043-243-9101(代)
- 4 幕張支店
千葉市花見川区幕張町5-478-2
☎043-273-7161(代)
- 5 五井支店
市原市五井中央西1-21-18
☎0436-22-1196(代)
- 6 寒川支店
千葉市中央区寒川町1-62
☎043-227-4401(代)
- 7 牛久支店
市原市牛久897-7
☎0436-92-1251(代)
- 8 八幡支店
市原市八幡1073
☎0436-41-1351(代)
- 9 白旗支店
千葉市中央区白旗3-11-13
☎043-264-7373(代)
- 10 姉崎支店
市原市姉崎660-1
☎0436-61-5111(代)
- 11 津田沼支店
習志野市津田沼5-14-2
☎047-453-4171(代)
- 12 作草部支店
千葉市稲毛区作草部1-12-3
☎043-253-1511(代)
- 13 誉田支店
千葉市緑区誉田町3-28-2
☎043-291-2221(代)
- 14 桜木支店
千葉市若葉区桜木4-16-1
☎043-232-2591(代)
- 16 園生支店
千葉市稲毛区園生町174-5
☎043-255-1411(代)
- 17 千葉駅北口支店
千葉市中央区弁天1-15-3
☎043-206-3611(代)
- 19 花園支店
千葉市花見川区花園5-3-7
☎043-273-2021(代)
- 20 園生草野支店
千葉市稲毛区園生町406-66
☎043-287-0711(代)
- 21 三山支店
船橋市三山8-33-1
☎047-476-0711(代)
- 23 都町支店
千葉市中央区都町1-18-10
☎043-233-0001(代)
- 29 都賀支店
千葉市若葉区西都賀1-14-5
☎043-251-1105(代)



- 121 中央支店
木更津市中央1-4-6
☎0438-25-2121(代)
- 122 大佐和支店
富津市岩瀬831-2
☎0439-65-1341(代)
- 123 久留里支店
君津市久留里市場173
☎0439-27-2221(代)
- 125 富津支店
富津市大堀2-2-1
☎0439-87-0811(代)
- 126 袖ヶ浦支店
袖ヶ浦市奈良輪1-6-1
☎0438-62-2221(代)
- 128 木更津支店
木更津市大和2-3-1
☎0438-25-5611(代)
- 129 君津支店
君津市中野4-1-10
☎0439-52-2266(代)
- 130 清見台支店
木更津市清見台南1-1-1
☎0438-98-4711(代)
- 131 岩根支店
木更津市高砂2-4-34
☎0438-41-5111(代)
- 134 平川支店
袖ヶ浦市横田425
☎0438-75-6111(代)
- 138 長浦支店
袖ヶ浦市長浦駅前1-4-1
☎0438-62-3411(代)
- 145 君津東支店
君津市南子安4-21-10
☎0439-52-3911(代)

- 49 富里支店
富里市七栄320
☎0476-93-1225(代)
- 101 成田支店
成田市上町549
☎0476-22-2521(代)
- 103 三里塚支店
成田市三里塚53
☎0476-35-2011(代)
- 104 白井支店
白井市笹塚2-1-3
☎047-492-0301(代)
- 105 印西支店
印西市大森3809
☎0476-42-2611(代)
- 108 我孫子支店
我孫子市寿2-3-5
☎04-7182-1301(代)
- 108 赤坂支店
成田市赤坂2-1-16
☎0476-26-3211(代)

- 31 国分寺台支店
市原市国分寺台中央7-1-7
☎0436-21-2151(代)
- 34 千種支店
千葉市花見川区千種町107-3
☎043-257-5501(代)
- 35 青柳支店
市原市青柳1706-1
☎0436-21-6111(代)
- 36 八街中央支店
八街市中央9-11
☎043-443-2021(代)
- 37 佐倉支店
佐倉市大崎台1-1-4
☎043-484-2021(代)
- 38 四街道支店
四街道市中央1-7
☎043-422-2331(代)
- 39 芝山支店
山武郡芝山町小池1127-1
☎0479-77-1415(代)
- 40 東金支店
東金市東金1050
☎0475-52-4131(代)
- 41 志津支店
佐倉市上志津1825
☎043-487-7281(代)
- 44 大和田支店
八千代市大和田287
☎047-484-1081(代)

店舗外ATMコーナー

地 区	店 名	住 所
千 葉 市	西友西千葉店出張所	千葉市中央区春日2-20-9
	浜野出張所	千葉市中央区浜野町667
	検見川出張所	千葉市花見川区検見川町2-479
	幕張本郷出張所	千葉市花見川区幕張本郷7-5-38
	小仲台出張所	千葉市稲毛区園生町1105
	山王出張所	千葉市稲毛区山王町374-2
	みつわ台出張所	千葉市若葉区みつわ台2-35-1
	オリンピック千葉桜木店出張所	千葉市若葉区桜木北1-2-4
	イオンタウンおゆみ野出張所	千葉市緑区おゆみ野南5-37-1
	土気出張所	千葉市緑区あすみが丘1-20-1
	千葉市地方卸売市場出張所	千葉市美浜区高浜2-2-1 千葉市地方卸売市場内
	イオンモール幕張新都心出張所	千葉市美浜区豊砂1-1
船 橋 市	習志野駅前出張所	船橋市薬円台4-14-6
木 更 津 市	イオンタウン木更津朝日出張所	木更津市朝日3-10-19
	君津中央病院出張所	木更津市桜井1010
	VERY FOODS 尾張屋岩根店出張所	木更津市高砂2-1-18
	アピタ木更津店出張所	木更津市ほたる野4-2-48
	日本製鉄君津出張所	木更津市築地1-1 君津製鉄所ビジネスセンター内104-3
	桜井出張所	木更津市桜井新町5-3-1
	清川出張所	木更津市清川2-6-6
	まくた出張所	木更津市茅野12-2
	畑沢出張所	木更津市畑沢3-13-9
	イオンモール木更津出張所	木更津市築地1-4
成 田 市	成田市場出張所	成田市飯仲42-19
	イオン成田店出張所	成田市ウィング士屋24 イオンショッピングセンター内
	美郷台出張所	成田市美郷台2-1-5

地 区	店 名	住 所
佐 倉 市	うすい出張所	佐倉市王子台2-13-11
市 原 市	五所出張所	市原市五所2008
	MEGAドン・キホーテUNY市原店出張所	市原市青柳北1-1
	帝京大学ちば総合医療センター出張所	市原市姉崎3426-3
	五井東出張所	市原市五井中央東1-15-1
	青葉台出張所	市原市青葉台2-8-5
我 孫 子 市	湖北台出張所	我孫子市湖北台8-6-5
君 津 市	アピタ君津店出張所	君津市久保1-1-1
	八重原出張所	君津市南子安8-3-8
	ジョイフル本田君津店出張所	君津市外賀輪3-7
	小糸出張所	君津市中島262-2
	イオンタウン君津出張所	君津市中野5-17-1
富 津 市	イオン富津ショッピングセンター出張所	富津市青木1-5-1
	富津南出張所	富津市富津1755
	天羽出張所	富津市湊32
八 街 市	イオン八街店出張所	八街市文達301
	八街出張所	八街市八街に119-2
印 西 市	小林出張所	印西市小林北2-9
白 井 市	白井ショッピングセンター出張所	白井市根74-4 白井ショッピングセンター
富 里 市	日吉台出張所	富里市日吉台4-6
山 武 市	日向出張所	山武市木原217-12
印旛郡酒々井町	酒々井出張所	印旛郡酒々井町中央1-28
印 旛 郡 栄 町	ナリタヤ安食店出張所	印旛郡栄町安食2170-1
山武郡芝山町	高根病院出張所	山武郡芝山町岩山2308

(令和3年6月末現在)

□ATMご利用手数料

●お引出し

キャッシュカードの種類	曜日	ご利用時間	手数料
当金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円
信用金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円
他行・郵貯カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円
		8:45 ~ 18:00	110円
		18:00 ~ 21:00	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円
		9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~ 21:00	220円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円

●お預入れ

キャッシュカードの種類	曜日	ご利用時間	手数料
当金庫カード	平日	8:00 ~ 21:00	無料
	土曜日	8:00 ~ 21:00	無料
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	無料
信用金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円
郵貯カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円
		8:45 ~ 18:00	110円
		18:00 ~ 21:00	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円
		9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~ 21:00	220円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円

※ご利用時間帯は、キャッシュコーナー営業時間とは異なります。

※お借入やご返済に係る一部のお取引につきまして、当金庫以外の提携金融機関のATMを利用される場合に、ATM画面や利用明細票に表示されるATM利用手数料と実際にお客様にご負担いただくATM利用手数料が相違する（お客様にご負担いただくATM利用手数料が少なくなる）場合がございます。対象となるお取引では、お客様にご負担いただくATM利用手数料は、お借入金額またはご返済金額が1万円以下の場合には110円まで、お借入またはご返済金額が1万円を超える場合には220円までといたします。

(令和3年6月末現在)

大 正

大正13年6月4日
有限責任千葉信用組合として発足

昭 和

昭和16年10月
稲毛支店開設
昭和18年4月
市街地信用組合法に基づき千葉信用組合に組織変更
昭和24年11月
幕張支店開設
昭和25年2月
五井支店開設
昭和25年12月
寒川支店開設
昭和26年10月
信用金庫法に基づき千葉信用金庫に組織変更
理事長 児島健爾 就任
(八街信用組合(昭和24年発足)を)
(両総信用金庫に組織変更)
(木更津信用組合(昭和3年発足)を)
(木更津信用金庫に組織変更)
(成田信用組合(昭和3年発足)を)
(成田信用金庫に組織変更)
昭和27年1月
理事長 奥山秀蔵 就任
昭和28年11月
牛久支店開設(市原市牛久)
昭和28年12月
創立30周年ならびに本店店舗落成記念式典挙行
昭和33年7月
八幡支店開設(市原市八幡)
昭和37年12月
今井支店(現白旗支店)開設(千葉市中央区宮崎町)
昭和39年7月
姉崎支店開設(市原市姉崎)
昭和41年1月
習志野市実初地区に業務地区を拡張
昭和41年5月
理事長 迎 久輔 就任
昭和41年7月
市川市、木更津市ほか15地区に業務地区を拡張
昭和42年6月
日本銀行と取引開始
昭和43年3月
津田沼支店開設(習志野市津田沼)
昭和45年12月
新本店店舗落成
昭和46年5月
理事長 白石信夫 就任
昭和46年7月
作草部支店開設(千葉市稲毛区作草部町)
昭和46年9月
成田市、東金市ほか3地区に業務地区を拡張
昭和47年12月
誉田支店開設(千葉市緑区誉田町)
昭和49年5月
理事長 佐野 確 就任
昭和49年6月
創立50周年記念式典挙行
昭和49年7月
桜木支店開設(千葉市若葉区桜木)
昭和51年5月
理事長 斎藤 隆 就任
昭和51年11月
園生支店開設(千葉市稲毛区園生町)
昭和51年12月
預金量1,000億円達成
昭和53年11月
新町支店(現千葉駅北口支店)開設(千葉市中央区新町)
昭和54年5月
理事長 平沢芳夫 就任
昭和54年9月
融資量1,000億円達成

昭和55年6月
新検見川支店(現花園支店)開設(千葉市花見川区花園)
昭和55年11月
園生草野支店開設(千葉市稲毛区園生町)
昭和55年12月
三山支店開設(船橋市三山)
昭和56年2月
印旛郡白井町ほか2地区に業務地区を拡張
昭和56年10月
都町支店開設(千葉市中央区都町)
昭和59年3月
預金量2,000億円達成
昭和59年6月
創立60周年記念式典挙行
昭和60年11月
四街道支店開設
昭和61年5月
理事長 三橋 勤 就任
昭和61年7月
都賀支店開設(千葉市若葉区都賀)
昭和62年10月
新検見川支店を花園支店と改称、検見川出張所を検見川支店に昇格
昭和63年12月
預金量3,000億円達成

平 成

平成元年3月
国分寺台支店開設(市原市惣社)
平成元年10月
外国為替公認銀行となる
平成2年5月
融資量2,000億円達成
平成2年10月
日本銀行と手形割引及び手形貸付取引開始
平成3年9月
融資量3,000億円達成
平成3年11月
千種支店開設(千葉市花見川区千種町)
平成4年5月
千葉市政令都市移行による出資最低限度引き上げ(1万円に変更)
平成4年8月
CI計画導入宣言
平成5年9月
預金量4,000億円達成
平成5年10月
新理念発表
平成5年12月
金庫マーク、金庫カラー、庫名ロゴタイプを制定
平成6年6月
創立70周年記念式典挙行
平成6年11月
青柳支店開設(市原市青柳)
平成10年1月
自営オンラインを信金東京共同事務センターへ移行
平成10年2月
両総信用金庫と合併(51店舗)
平成10年3月
会計監査人による法定監査開始
平成10年5月
新町支店を位置移転し、千葉駅北口支店と改称(千葉市中央区弁天町)
平成11年3月
郵貯ATMとの相互利用開始
平成11年7月
テレホンバンキングの取り扱い開始
平成12年10月
投信窓販の取り扱い開始
平成13年4月
保険窓販の取り扱い開始
平成13年6月
インターネットサービス、iモードサービス開始

平成14年1月
木更津信用金庫、成田信用金庫と合併(83店舗)
新生「千葉信用金庫」初代理事長に本橋昭就任
平成14年12月
生保窓販の取り扱い開始
平成15年2月
佐原支店を佐原信用金庫へ一部事業譲渡
平成15年6月
理事長 名取 始 就任
平成15年7月
IYバンク銀行との提携によりセブン・イレブン等のATMサービス利用開始
平成16年5月
しんきんビジネス・マッチングサービス開始
平成16年6月
創立80周年
平成16年8月
園生草野支店位置移転(千葉市稲毛区園生町406番地66)
平成16年10月
千葉中央市場支店、幕張本郷支店統廃合
平成19年3月
コラボ産学官千葉支部発足
平成19年5月
四街道支店 店舗新築移転
平成19年6月
理事長 伊谷 啓 就任
平成19年9月
四街道東支店を「四街道支店」、木更津営業部を「木更津支店」、成田営業部を「成田支店」に名称変更
平成19年11月
中央支店リニューアルオープン
平成20年10月
「生体認証ICキャッシュカード」取り扱い開始
平成21年8月
成田支店リニューアルオープン
平成23年10月
JR東日本駅構内等ATM「ビューアルッテ」利用提携開始
平成24年11月
「経営革新等支援機関」の認定を受ける
平成25年2月
でんさいネットサービス開始
平成25年9月
八街中央支店 店舗新築移転
平成26年6月
創立90周年
預金量1兆円達成
平成28年6月
理事長 宮澤 英男 就任
平成29年1月
富里支店リニューアルオープン
平成30年11月
白井支店 店舗新築移転
平成30年12月
圏央道アライアンス調印(千葉信金、埼玉縣信金、多摩信金、平塚信金、水戸信金)
平成31年3月
ビジネスマッチングサイト Chiba Big Advance 取り扱い開始

令 和

令和元年6月
創立95周年
令和元年10月
次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」取得
令和2年3月
千葉信用金庫「SDGs宣言」
令和2年6月
しんきん通帳アプリ(通帳レス)サービス取り扱い開始
令和3年1月
女性活躍推進法に基づく「えるばし認定」取得

資料編目次

財務諸表.....37	連結情報.....54
貸借対照表 損益計算書 剰余金処分計算書	千葉信用金庫グループの主要な事業の内容 子会社の状況 令和2年度事業の概況 主要な連結経営指標の推移 連結財務諸表の作成方針 連結貸借対照表 連結損益計算書 連結剰余金計算書 連結リスク管理債権の状況 事業の種類別セグメント情報
経営指標.....43	自己資本の充実の状況等について.....61
業務純益・業務粗利益 資金運用収支の内訳 受取・支払利息の増減 総資金利鞘 総資産利益率 役務取引の状況 経費の内訳	I. 単体における事業年度の開示事項.....63
預金業務.....46	1. 自己資本の構成に関する事項
預金積金及び譲渡性預金平均残高 定期預金残高（期末残高）	2. 定量的な開示事項
融資業務.....47	(1) 自己資本の充実度に関する事項
貸出金平均残高 貸出金残高 貸出金の担保別内訳 債務保証見返の担保別内訳 貸出金使途別残高 預貸率 貸倒引当金内訳 貸出金償却	(2) 信用リスクに関する事項
リスク管理債権に対する担保・保証 及び引当金の引当・保全状況.....49	(3) 信用リスク削減手法に関する事項
破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当 金の引当・保全状況 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担 保・保証及び引当金の引当状況 リスク管理債権の合計額	(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項
金融再生法開示債権.....50	(5) 証券化エクスポージャーに関する事項
金融再生法開示債権 金融再生法開示債権保全状況	(6) 出資等エクスポージャーに関する事項
有価証券.....51	(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項
商品有価証券平均残高 有価証券の残存期間別残高 保有有価証券平均残高 預証率	(8) 金利リスクに関する事項
有価証券の時価情報.....52	II. 連結会計年度の開示事項.....71
売買目的有価証券 満期保有目的の債券 時価を把握することが極めて困難と認められる有価 証券 その他有価証券	1. 自己資本の構成に関する事項
金銭の信託.....53	2. 定量的な開示事項
運用目的の金銭の信託 満期保有目的の金銭の信託 その他の金銭の信託	(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人 等であるもののうち、自己資本比率規制上の所 要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資 本を下回った額の総額
デリバティブ取引.....53	(2) 自己資本の充実度に関する事項
金利関連取引 通貨関連取引 株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引	(3) 信用リスクに関する事項
外国為替業務.....53	(4) 信用リスク削減手法に関する事項
外貨建貸出金残高 外国為替取扱高（貿易） 外国為替取扱高（貿易外）	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項

退職給付会計に関する事項.....79
役職員の報酬体系に関する事項.....80



事業年度における財務諸表

▶ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)	科 目	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	13,696	11,938	預金積金	1,077,275	1,135,071
預け金	264,863	287,569	当座預金	12,278	14,693
買入金銭債権	901	791	普通預金	541,109	626,467
金銭の信託	857	857	貯蓄預金	4,716	4,790
有価証券	252,032	268,482	通知預金	1,236	126
国債	39,731	50,794	定期預金	495,915	468,368
地方債	53,207	62,167	定期積金	12,363	10,948
社債	66,919	60,651	その他の預金	9,654	9,675
株式	460	477	借入金	—	10,000
その他の証券	91,712	94,392	借入金	—	10,000
貸出金	566,876	599,943	その他負債	2,420	2,453
割引手形	2,648	1,710	未決済為替借	337	319
手形貸付	29,259	22,642	未払費用	803	778
証書貸付	522,193	563,418	給付補填備金	10	7
当座貸越	12,774	12,171	未払法人税等	18	20
外国為替	77	—	前受収益	143	118
外国他店預け	77	—	払戻未済金	80	67
その他資産	6,583	6,468	職員預り金	598	670
未決済為替貸	286	213	金融派生商品	0	—
信金中金出資金	4,822	4,822	リース債務	4	4
前払費用	40	36	資産除去債務	36	23
未収収益	936	894	その他の負債	386	443
金融派生商品	0	—	賞与引当金	294	293
その他の資産	496	501	退職給付引当金	841	829
有形固定資産	16,694	16,399	役員退職慰労引当金	51	57
建物	4,053	3,821	睡眠預金払戻損失引当金	93	95
土地	11,817	11,717	偶発損失引当金	155	115
リース資産	4	4	再評価に係る繰延税金負債	1,385	1,385
建設仮勘定	—	—	債務保証	471	318
その他の有形固定資産	819	855	負債の部合計	1,082,989	1,150,619
無形固定資産	214	236	(純資産の部)		
ソフトウェア	121	143	出資金	18,592	18,491
その他の無形固定資産	93	93	普通出資金	8,592	8,491
繰延税金資産	3,022	2,908	優先出資金	10,000	10,000
債務保証見返	471	318	資本剰余金	3,806	3,806
貸倒引当金	△3,412	△3,374	資本準備金	3,806	3,806
(うち個別貸倒引当金)	(△2,464)	(△2,436)	利益剰余金	13,748	15,821
その他の引当金	△0	△0	利益準備金	2,852	2,982
資産の部合計	1,122,878	1,192,540	その他利益剰余金	10,896	12,839
			特別積立金	7,693	8,700
			(うち優先出資 消却積立金)	(7,693)	(8,700)
			当期末処分剰余金	3,202	4,139
			処分未済持分	△61	△67
			会員勘定合計	36,086	38,053
			その他有価証券評価差額金	1,727	1,793
			土地再評価差額金	2,074	2,074
			評価・換算差額等合計	3,802	3,867
			純資産の部合計	39,888	41,920
			負債及び純資産の部合計	1,122,878	1,192,540

貸借対照表 注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 34年～49年 |
| その他 | 3年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- また、破綻懸念先の債務者で貸倒額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を収取不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,879百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した当事業年度から費用処理しております。
- また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,575,980百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,718,649百万円 |
| 差引額 | △142,668百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月分） 0.8377%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金157百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 【貸倒引当金】3,374百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。
- 【繰延税金資産】2,908百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 【有形固定資産】16,399百万円
- 固定資産の減損判定に係る各資産のキャッシュ・フローについては、将来の事業計画等に基づき見積もっております。当該見積もりは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の実績が見積もりと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- なお、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済への影響は当面続くことが想定されますが、政府の緊急経済対策やワクチン接種の拡大等により、当金庫の財務諸表への影響は限定的であるとの仮定のもと会計上の見積もりを行っております。当該仮定は不確実性が高く新型コロナウイルス感染症拡大の状況や経済・企業活動への影響が変化した場合には翌事業年度の財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 0百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 0百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 13,756百万円
20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は205百万円、延滞債権額は16,282百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は133百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,289百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,911百万円であります。なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,710百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 11,082百万円 |
| | 現金 19百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 預金積金 177百万円 |
| | 借入金 10,000百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金45,000百万円、手形代理交換用担保として定期預金50百万円を差入しております。また、その他の資産のうち保証金は203百万円であります。
27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△5,767百万円であります。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,066百万円であります。

29. 出資1口当たりの純資産額 176円94銭

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、地域推進部により行われ、また、理事会等に審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めています。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。また、市場リスクの主管部門を経営管理部とし、関連部門は市場資金部、営業統括部、事務管理部としています。

経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握・分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部、事務管理部に対する牽制機能を発揮しています。市場資金部は、有価証券等運用業務を執行するとともに、日常的な市場リスク管理を行っています。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部門）を分離し、相互牽制機能を発揮しています。営業統括部は、経営管理部と協議しながら市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行し、事務管理部は、市場リスクに十分注意を払いつつ外国為替業務を執行しています。

経営管理部は、主にV a Rにより市場リスクを計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しています。また、市場リスクを複数のカテゴリに区分し、カテゴリ別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、V a Rによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対するΔE V Eの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しています。

また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当金庫では、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、外国為替資産、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場V a R（金利・株価・為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用V a Rについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。

令和3年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,149百万円となっております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（＊1）	287,569	287,816	246
(2) 有価証券	268,401	270,605	2,203
満期保有目的の債券	58,863	61,066	2,203
その他有価証券	209,538	209,538	—
(3) 貸出金（＊1）	599,943	—	—
貸倒引当金（＊2）	△3,315	—	—
	596,627	609,110	12,483
金融資産計	1,152,599	1,167,532	14,933
(1) 預金積金（＊1）	1,135,071	1,135,315	244
(2) 借入金（＊1）	10,000	10,000	—
金融負債計	1,145,071	1,145,315	244

（＊1） 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32. から34. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間（1年以内）であるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊1）	10
非上場株式（＊1）	60
組合出資金（＊2）	10
合 計	80

（＊1） 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（＊2） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	148,069	139,500	—	—
有価証券	15,267	59,507	47,583	134,355
満期保有目的の債券	9,470	25,074	14,693	9,624
その他有価証券のうち満期があるもの	5,797	34,432	32,889	124,730
貸出金(※)	96,078	190,483	138,987	157,887
合 計	259,415	389,490	186,570	292,242

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	959,450	175,061	8	550
借入金	10,000	—	—	—
合 計	969,450	175,061	8	550

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下34.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,097	26,243	1,145
	地方債	18,594	19,126	532
	社債	11,540	11,946	405
	その他	2,500	2,627	127
	小 計	57,732	59,943	2,211
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	130	130	△0
	その他	1,000	992	△7
	小 計	1,130	1,122	△7
合 計		58,863	61,066	2,203

その他の有価証券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40	6	33
	債券	66,485	64,748	1,737
	国債	9,900	9,531	369
	地方債	14,193	13,843	349
	社債	42,391	41,372	1,019
	その他	60,435	58,013	2,421
	小 計	126,961	122,768	4,192
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	367	375	△7
	債券	51,763	52,390	△626
	国債	15,795	16,008	△213
	地方債	29,380	29,759	△379
	社債	6,588	6,621	△33
	その他	30,446	31,489	△1,043
	小 計	82,577	84,255	△1,678
合 計		209,538	207,023	2,514

33. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	16,316	557	—
国債	5,617	155	—
地方債	9,404	307	—
公社債	1,294	94	—
その他	1,430	81	—
合 計	17,746	638	—

34. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当事業年度における減損処理はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。

時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、格付等考慮し判断しております。

35. 運用目的の金銭の信託 (単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	857	—

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は31,064百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が17,734百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,096百万円
貸倒引当金	9,914百万円
退職給付引当金	1,292百万円
その他	319百万円
繰延税金資産小計	12,623百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	125百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	8,867百万円
評価性引当額小計	8,993百万円
繰延税金資産合計	3,630百万円

繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	721百万円
繰延税金負債合計	721百万円
繰延税金資産の純額	2,908百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和3年3月31日) (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	合計
税務上の繰越欠損(※1)	—	155	940	1,096
評価性引当額	—	—	125	125
繰延税金資産	—	155	815	971(※2)

(※1) 税務上の繰越欠損は実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の収益力の見積もりにより課税所得の発生が見込めるため、当該繰延税金資産を回収可能と判断しております。

38. (表示方法の変更)

当事業年度より「会計上の見積もりの開示に関する会計基準」に則り、会計上の見積もりにより翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある「当事業年度に計上した項目及び額」、「会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報」を表示しております。

▶ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第97期 (平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで)	第98期 (令和2年4月 1日から 令和3年3月31日まで)
経常収益	14,537,070	14,165,363
資金運用収益	11,375,440	11,501,068
貸出金利息	8,377,381	8,439,576
預け金利息	286,981	287,429
有価証券利息配当金	2,577,178	2,630,822
その他の受入利息	133,900	143,239
役務取引等収益	1,495,471	1,466,495
受入為替手数料	734,701	715,562
その他の役務収益	760,770	750,933
その他業務収益	865,130	591,595
外国為替売買益	3,845	372
国債等債券売却益	824,559	557,532
国債等債券償還益	1,621	2,443
その他の業務収益	35,104	31,246
その他経常収益	801,027	606,204
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	692,201	446,459
株式等売却益	—	1,413
金銭の信託運用益	31,848	105,551
その他の経常収益	76,977	52,779
経常費用	12,593,760	11,640,164
資金調達費用	254,221	178,753
預金利息	244,870	172,641
給付補填備金繰入額	2,244	2,172
その他の支払利息	7,106	3,939
役務取引等費用	1,403,199	1,377,071
支払為替手数料	279,020	267,012
その他の役務費用	1,124,179	1,110,058
その他業務費用	92,544	30,226
国債等債券償還損	91,023	26,948
その他の業務費用	1,521	3,278
経費	9,595,684	9,412,069
人件費	5,878,703	5,847,074
物件費	3,497,080	3,348,872
税金	219,899	216,122
その他経常費用	1,248,111	642,044
貸倒引当金繰入額	288,733	78,702
貸出金償却	647,900	378,574
株式等売却損	1,217	995
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	54,535	8,157
その他の経常費用	255,724	175,614
経常利益	1,943,309	2,525,198
特別利益	—	1,801
固定資産処分益	—	1,801
特別損失	143,963	135,238
固定資産処分損	126,767	64,469
減損損失	17,195	70,768
税引前当期純利益	1,799,346	2,391,762
法人税、住民税及び事業税	18,082	37,078
法人税等調整額	488,870	87,470
法人税等合計	506,952	124,548
当期純利益	1,292,393	2,267,213
繰越金（当期首残高）	1,835,313	1,872,719
土地再評価差額金取崩額	74,641	—
優先出資消却積立金取崩額	2,006,115	—
自己優先出資消却額	△2,006,115	—
当期末処分剰余金	3,202,349	4,139,932

損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 500千円
子会社との取引による費用総額 296,061千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 12円70銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
千 葉 市	店舗	建物	2,954千円
我 孫 子 市	A T M稼働店舗	土地及び建物	3,577千円
市 原 市	A T M稼働店舗	土地及び建物	1,345千円
四 街 道 市	旧倉庫	土地及び建物	62,891千円
合 計			70,768千円

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

本部、倉庫、グラウンド等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所（A T M稼働店舗）は母店より切り離し、各出張所をグルーピングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗1ヶ所、出張所2ヶ所、旧倉庫1ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額70,768千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

▶ 剰余金処分計算書

（単位：千円）

科 目	第97期 （平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで）	第98期 （令和2年4月 1日から 令和3年3月31日まで）
当期末処分剰余金	3,202,349	4,139,932
剰余金処分額	1,329,630	2,219,272
利益準備金	130,000	227,000
普通出資に対する配当金	（年1.0%） 85,514	（年1.0%） 84,272
優先出資に対する配当金	（年0.9%） 108,000	（年0.9%） 108,000
特別積立金	1,006,115	1,800,000
（うち優先出資消却積立金）	1,006,115	1,800,000
繰越金（当期末残高）	1,872,719	1,920,659

（注）優先出資に対する配当率は、発行価額に対する配当率であります。

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき千葉第一監査法人の監査を受けております。

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年6月23日

千葉信用金庫

理 事 長 宮 澤 英 男

経営指標

▶ 業務純益・業務粗利益

(単位：千円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
業務純益	2,439,546	2,584,992
資金運用収支	11,121,390	11,322,400
資金運用収益	11,375,440	11,501,068
資金調達費用	254,050	178,667
役務取引等収支	92,272	89,424
役務取引等収益	1,495,471	1,466,495
役務取引等費用	1,403,199	1,377,071
その他の業務収支	772,585	561,368
その他業務収益	865,130	591,595
その他業務費用	92,544	30,226
業務粗利益	11,986,249	11,973,193
業務粗利益率	1.10%	1.04%
実質業務純益	2,404,614	2,574,377
コア業務純益	1,669,457	2,041,349
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,597,581	1,960,078

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(第97期 171千円、第98期 85千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
資金運用勘定	1,082,254	1,145,240	11,375,440	11,501,068	1.05	1.00
うち貸出金	562,478	585,628	8,377,381	8,439,576	1.48	1.44
うち預け金	260,112	288,086	286,981	287,429	0.11	0.09
うち有価証券	253,847	265,833	2,577,178	2,630,822	1.01	0.98
資金調達勘定	1,074,062	1,136,966	254,050	178,667	0.02	0.01
うち預金積金	1,074,299	1,131,202	247,115	174,814	0.02	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	5,945	—	—	—	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(第97期 3,541百万円、第98期 4,565百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(第97期 857百万円、第98期 857百万円)及び利息(第97期 0百万円、第98期 0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	第97期 (令和2年3月31日)			第98期 (令和3年3月31日)		
	残高による 増減	利率による 増減	純増減	残高による 増減	利率による 増減	純増減
受取利息	63,450	△89,232	△25,781	691,073	△565,446	125,627
うち貸出金	2,128	△71,165	△69,036	181,144	△118,949	62,195
うち預け金	10,311	12,605	22,917	29,884	△29,436	447
うち有価証券	△55,521	74,107	18,585	144,639	△90,994	53,644
支払利息	2,421	△208,865	△206,443	10,001	△85,383	△75,382
うち預金積金	2,459	△208,753	△206,293	8,566	△80,867	△72,300
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 総資金利鞘

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
資金運用利回	1.05%	1.00%
資金調達原価率	0.91%	0.84%
総資金利鞘	0.14%	0.16%

▶ 総資産利益率 (R O A)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
総資産経常利益率	0.17%	0.21%
総資産当期純利益率	0.11%	0.19%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

▶ 役務取引の状況

(単位：千円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
役務取引等収益	1,495,471	1,466,495
受入為替手数料	734,701	715,562
その他の受入手数料	760,770	750,933
役務取引等費用	1,403,199	1,377,071
支払為替手数料	279,020	267,012
その他の支払手数料	5,429	4,966
その他の役務取引等費用	1,118,749	1,105,092

▶ 経費の内訳

(単位：千円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
人件費	5,878,703	5,847,074
報酬給料手当	4,585,552	4,544,315
退職給付費用	612,795	630,668
その他	680,355	672,090
物件費	3,497,080	3,348,872
事務費	1,547,704	1,492,809
固定資産費	687,805	675,440
事業費	200,529	170,381
人事厚生費	70,933	77,435
減価償却費	639,594	589,682
有形固定資産償却	589,471	535,968
無形固定資産償却	50,122	53,713
その他	350,513	343,123
税金	219,899	216,122
合 計	9,595,684	9,412,069

預金業務

▶ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
流動性預金	543,826	633,556
うち有利息預金	477,225	549,031
定期性預金	525,649	492,154
うち固定金利定期預金	512,152	480,203
うち変動金利定期預金	184	174
その他預金	4,823	5,490
小計	1,074,299	1,131,202
譲渡性預金	—	—
合計	1,074,299	1,131,202

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 定期預金残高（期末残高）

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
定期預金	495,915	468,368
固定金利定期預金	495,571	468,036
変動金利定期預金	182	171
その他	161	160

融資業務

▶ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
割引手形	2,627	1,994
手形貸付	26,448	25,367
証書貸付	521,720	547,306
当座貸越	11,681	10,960
合 計	562,478	585,628

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 貸出金残高

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
貸出金	566,876	599,943
変動金利	378,289	370,401
固定金利	188,586	229,541

▶ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
当金庫預金積金	4,643	4,270
有価証券	56	70
動産	—	—
不動産	132,217	127,988
その他	82	28
小 計	137,000	132,357
信用保証協会・信用保険	101,202	158,621
保証	150,777	149,155
信用	177,896	159,807
合 計	566,876	599,943

▶ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
当金庫預金積金	54	49
不動産	181	155
その他物的担保	0	0
小 計	236	205
信用保証協会・信用保険	101	94
保証	—	—
信用	132	18
合 計	471	318

▶貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)		第98期 (令和3年3月31日)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	321,793	56.7%	320,695	53.4%
運転資金	245,082	43.2%	279,247	46.5%
合 計	566,876	100.0%	599,943	100.0%

▶預貸率

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
期末預貸率	52.62%	52.85%
期中平均預貸率	52.35%	51.77%

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	第97期(令和2年3月31日)	983	948	—	983	948
	第98期(令和3年3月31日)	948	937	—	948	937
個別貸倒引当金	第97期(令和2年3月31日)	2,618	2,464	477	2,141	2,464
	第98期(令和3年3月31日)	2,464	2,436	117	2,347	2,436
合 計	第97期(令和2年3月31日)	3,601	3,412	477	3,124	3,412
	第98期(令和3年3月31日)	3,412	3,374	117	3,295	3,374

▶貸出金償却

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
貸出金償却	647	378

リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

▶破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位：百万円)

区 分	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
破綻先債権額 (A)	223	205
延滞債権額 (B)	17,080	16,282
合計 (C) = (A) + (B)	17,304	16,488
担保・保証額 (D)	11,853	11,079
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	5,450	5,409
個別貸倒引当金 (F)	2,415	2,378
同引当率 (G) = (F) / (E)	44.30%	43.96%

▶3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況 (単位：百万円)

区 分	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
3カ月以上延滞債権額 (H)	240	133
貸出条件緩和債権額 (I)	2,554	2,289
合計 (J) = (H) + (I)	2,795	2,422
担保・保証額 (K)	1,223	1,280
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	1,572	1,142
貸倒引当金 (M)	11	23
同引当率 (N) = (M) / (L)	0.71%	2.08%

▶リスク管理債権の合計額 (単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
(C) + (J)	20,099	18,911

○破綻先債権

破綻先債権(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

○延滞債権

延滞債権(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

○3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

○貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

○担保・保証額

担保・保証額(D)、(K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

○個別貸倒引当金

個別貸倒引当金(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

○貸倒引当金

貸倒引当金(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

なお、これらの開示額(A)、(B)、(H)、(I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、金融再生法）に基づく資産査定の結果についても、開示しております。

リスク管理債権の対象債権が貸出金であるのに対して、金融再生法による開示では、貸出金以外の債務保証見返、外国為替、仮払金、未収利息などを含めた総与信額が対象債権となっており、正常債権も開示の対象となっております。

▶ 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,941	5,742
危険債権	10,506	10,898
要管理債権	2,795	2,422
正常債権	548,257	582,727
合 計	568,500	601,791

○破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

○危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

○要管理債権

要管理債権とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

○正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

▶ 金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
金融再生法上の不良債権 (A)	20,243	19,063
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,941	5,742
危険債権	10,506	10,898
要管理債権	2,795	2,422
保全額 (B)	15,645	14,912
貸倒引当金 (C)	2,475	2,455
担保・保証等 (D)	13,170	12,456
保全率 (B)／(A)	77.28%	78.22%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)／((A)－(D))	34.99%	37.16%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

有価証券

▶ 商品有価証券平均残高

該当ありません。

▶ 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10 年 超	期間の定めのないもの
国債	—	18,029	—	21,702	—
地方債	133	12,495	19,816	20,762	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	7,109	12,706	14,054	27,279	5,768
株式	—	—	—	—	460
外国証券	1,199	12,589	11,283	40,312	—
その他証券	3	5,601	13,469	—	7,253
合 計	8,445	61,422	58,624	110,056	13,483
	第98期 (令和3年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10 年 超	期間の定めのないもの
国債	6,001	12,019	4,543	28,229	—
地方債	1,213	15,779	9,781	35,392	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	4,277	10,868	11,450	30,125	3,929
株式	—	—	—	—	477
外国証券	2,512	14,034	11,354	40,607	—
その他証券	1,263	6,805	10,451	—	7,362
合 計	15,267	59,507	47,583	134,355	11,769

▶ 保有有価証券平均残高

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
国債	44,030	47,189
地方債	49,360	62,461
短期社債	—	—
社債	67,692	62,705
株式	451	451
外国証券	63,934	67,886
その他証券	28,376	25,137
合 計	253,847	265,833

(注) 商品有価証券は保有しておりません。

▶ 預証率

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
期末預証率	23.39%	23.65%
期中平均預証率	23.62%	23.50%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の時価情報

▶ 売買目的有価証券

該当ありません。

▶ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	第97期 (令和2年3月31日)			第98期 (令和3年3月31日)		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,114	26,562	1,448	25,097	26,243	1,145
	地方債	17,771	18,387	615	18,594	19,126	532
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,885	16,419	534	11,540	11,946	405
	その他	1,500	1,548	48	2,500	2,627	127
	小計	60,271	62,917	2,646	57,732	59,943	2,211
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,200	1,199	△0	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	84	84	△0	130	130	△0
	その他	2,700	2,684	△15	1,000	992	△7
	小計	3,984	3,969	△15	1,130	1,122	△7
合 計		64,256	66,886	2,630	58,863	61,066	2,203

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

▶ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	60	60
組合出資金	15	10
合 計	86	80

▶ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	第97期 (令和2年3月31日)			第98期 (令和3年3月31日)		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	211	186	25	40	6	33
	債券	84,621	81,959	2,661	66,485	64,748	1,737
	国債	13,619	12,998	620	9,900	9,531	369
	地方債	27,062	26,284	777	14,193	13,843	349
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	43,939	42,676	1,263	42,391	41,372	1,019
	その他	48,273	45,593	2,679	60,435	58,013	2,421
	小計	133,106	127,739	5,366	126,961	122,768	4,192
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	178	195	△16	367	375	△7
	債券	15,180	15,402	△221	51,763	52,390	△626
	国債	998	998	△0	15,795	16,008	△213
	地方債	7,173	7,248	△75	29,380	29,759	△379
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	7,009	7,154	△145	6,588	6,621	△33
	その他	39,224	41,929	△2,705	30,446	31,489	△1,043
	小計	54,583	57,527	△2,943	82,577	84,255	△1,678
合計		187,689	185,266	2,422	209,538	207,023	2,514

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

金銭の信託

▶ 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

第97期 (令和2年3月31日)		第98期 (令和3年3月31日)	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
857	—	857	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

▶ 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

▶ その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

▶ 金利関連取引

該当ありません。

▶ 通貨関連取引

(単位：百万円)

		第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
店頭 (為替予約)	売建	57	—
	買建	56	—

▶ 株式関連取引

該当ありません。

▶ 債券関連取引

該当ありません。

▶ 商品関連取引

該当ありません。

▶ クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

外国為替業務

▶ 外貨建貸出金残高

該当ありません。

▶ 外国為替取扱高 (貿易)

(単位：件、千米ドル)

	第97期 (令和2年3月31日)		第98期 (令和3年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
輸出	131	3,749	9	212
輸入	414	8,708	120	2,849

▶ 外国為替取扱高 (貿易外)

(単位：千米ドル)

	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
貿易外	3,085	1,255

※ 貿易外とは、仕向送金、被仕向送金等で生活費、コンサルタント料等のいわゆる貿易外取引一般をいいます。

連結情報

▶千葉信用金庫グループの主要な事業の内容

千葉信用金庫グループは、当金庫および子会社「株式会社ちばしんビジネスサービス」で構成され、子会社は、事務処理代行業務などの千葉信用金庫の付随業務を中心に事業を行っております。



▶子会社の状況

会 社 名：株式会社 ちばしんビジネスサービス

所 在 地：千葉市稲毛区園生町1105番地

主な業務内容：当金庫業務の受託および帳票類の購入管理等

設 立 年 月 日：昭和62年5月22日

資 本 金：10百万円 当金庫議決権比率：100% 子会社等の議決権比率：0%

▶令和2年度 事業の概況

令和2年度の連結総資産額は前期比696億円増加して1兆1,925億円、また連結純資産額は20億円増加して420億円となりました。損益面では貸出金残高の増加による貸出金利息収入が増加ならびに物件費等の経費削減により、親会社株主に帰属する当期純利益は22億円となりました。

また、当金庫グループ全体の連結自己資本比率は8.44%となりました。

▶主要な連結経営指標の推移

(単位：百万円)

	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
連結経常収益	14,722	15,302	14,717	14,544	14,170
連結経常利益	2,027	2,687	2,453	1,949	2,527
親会社株主に帰属する当期純利益	765	2,062	1,840	1,296	2,269
連結純資産額	38,889	40,088	42,884	40,015	42,050
連結総資産額	1,080,025	1,099,075	1,117,717	1,122,870	1,192,532
連結自己資本比率	8.16%	8.17%	8.27%	7.91%	8.44%

▶ 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社、子法人等：1社
 主要な会社名
 株式会社 ちばしんビジネスサービス

- ② 非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
 該当ありません。
- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
 該当ありません。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 連結される子会社の決算日は3月末日です。

- (4) 連結調整勘定の償却に関する事項
 連結調整勘定の償却に関する事項は該当ありません。

- (5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

▶ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
(資産の部)		
現金及び預け金	278,559	299,508
買入金銭債権	901	791
金銭の信託	857	857
有価証券	252,022	268,472
貸出金	566,876	599,943
外国為替	77	—
その他の資産	6,583	6,468
有形固定資産	16,696	16,400
建物	4,053	3,821
土地	11,817	11,717
建設仮勘定	—	—
リース資産	4	4
その他の有形固定資産	821	856
無形固定資産	214	236
ソフトウェア	121	143
その他の無形固定資産	93	93
繰延税金資産	3,022	2,908
債務保証見返	471	318
貸倒引当金	△3,412	△3,374
その他の引当金	△0	△0
資産の部合計	1,122,870	1,192,532

科 目	第97期 (令和2年3月31日)	第98期 (令和3年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	1,077,121	1,134,917
借入金	—	10,000
その他の負債	2,428	2,461
賞与引当金	294	293
退職給付に係る負債	846	834
役員退職慰労引当金	58	60
その他の引当金	249	210
再評価に係る繰延税金負債	1,385	1,385
債務保証	471	318
負債の部合計	1,082,855	1,150,481
(純資産の部)		
出資金	18,592	18,491
資本剰余金	3,806	3,806
利益剰余金	13,874	15,951
処分未済持分	△61	△67
会員勘定合計	36,212	38,182
その他有価証券評価差額金	1,727	1,793
土地再評価差額金	2,074	2,074
評価・換算差額等合計	3,802	3,867
純資産の部合計	40,015	42,050
負債及び純資産の部合計	1,122,870	1,192,532

連結貸借対照表 注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 34年～49年 |
| その他 | 3年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- また、破綻懸念先の債務者で与信額が一億円以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,879百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- また、当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,575,980百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,718,649百万円 |
| 差引額 | △142,668百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合（令和2年3月分）
- 0.8531%

- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金159百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
- また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 【貸倒引当金】3,374百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。
- 【繰延税金資産】2,908百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 【有形固定資産】16,399百万円
- 固定資産の減損判定に係る各資産のキャッシュ・フローについては、将来の事業計画等に基づき見積っております。当該見積もりは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の実績が見積もりと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- なお、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済への影響は当面続くことが想定されますが、政府の緊急経済対策やワクチン接種の拡大等により、当金庫の財務諸表への影響は限定的であるとの仮定のもと会計上の見積もりを行っております。当該仮定は不確実性が高く新型コロナウイルス感染症拡大の状況や経済・企業活動への影響が変化した場合、翌事業年度の財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 0百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 13,756百万円
18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は205百万円、延滞債権額は16,282百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は133百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,289百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,911百万円であります。
- なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,710百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	11,082百万円
	現金	19百万円
担保資産に対応する債務	預金債金	177百万円
	借入金	10,000百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、定期預金45,000百万円、手形代理交換用担保として定期預金50百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は203百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△5,767百万円であります。

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,066百万円であります。

27. 出資1口当たりの純資産額 177円71銭

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、地域推進部により行われ、また、理事会等に審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫グループは、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めています。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。また、市場リスクの主管部門を経営管理部とし、関連部門は市場資金部、営業統括部、事務管理部としています。

経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握、分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部、事務管理部に対する牽制機能を発揮しています。市場資金部は、有価証券等運用業務を執行するとともに、日常的な市場リスク管理を行っています。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部）を分離し、相互牽制機能を発揮しています。営業統括部は、経営管理部と協議しながら市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行し、事務管理部は、市場リスクに十分注意を払いつつ外国為替業務を執行しています。

経営管理部は、主にV a Rにより市場リスクを計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しています。また、市場リスクを複数のカテゴリに区分し、カテゴリ別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、V a Rによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対するΔE V Eの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しています。

また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当金庫グループでは、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、外国為替資産、預金債金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場V a R（金利・株価・為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99.0％）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用V a Rについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0％）を併用しております。

令和3年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,149百万円となっております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金債金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	299,508	299,754	246
(2) 有価証券	268,401	270,605	2,203
満期保有目的の債券	58,863	61,066	2,203
その他有価証券	209,538	209,538	—
(3) 貸出金（＊1）	599,943	—	—
貸倒引当金（＊2）	△3,315	—	—
	596,627	609,110	12,483
金融資産計	1,164,537	1,179,470	14,933
(1) 預金債金（＊1）	1,134,917	1,135,161	244
(2) 借入金（＊1）	10,000	10,000	—
金融負債計	1,144,917	1,145,161	244

（＊1）現金及び預け金、貸出金、預金債金、借入金の「時価」には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30. から32. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額（マイナス金利については、「0％」にて算出しております。）

金融負債

(1) 預金債金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。（マイナス金利については、「0％」にて算出しております。）なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間（1年以内）であるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	60
組合出資金（＊2）	10
合 計	70

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	160,008	139,500	—	—
有価証券	15,267	59,507	47,583	134,355
満期保有目的の債券	9,470	25,074	14,693	9,624
その他有価証券のうち満期があるもの	5,797	34,432	32,889	124,730
貸出金(※)	96,078	190,483	138,987	157,887
合 計	271,353	389,490	186,570	292,242

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	959,296	175,061	8	550
借入金	10,000	—	—	—
合 計	969,450	175,061	8	550

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下32.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,097	26,243	1,145
	地方債	18,594	19,126	532
	社債	11,540	11,946	405
	その他	2,500	2,627	127
	小 計	57,732	59,943	2,211
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	130	130	△0
	その他	1,000	992	△7
	小 計	1,130	1,122	△7
合 計		58,863	61,066	2,203

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40	6	33
	債券	66,485	64,748	1,737
	国債	9,900	9,531	369
	地方債	14,193	13,843	349
	社債	42,391	41,372	1,019
	その他	60,435	58,013	2,421
	小 計	126,961	122,768	4,192
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	367	375	△7
	債券	51,763	52,390	△626
	国債	15,795	16,008	△213
	地方債	29,380	29,759	△379
	社債	6,588	6,621	△33
	その他	30,446	31,489	△1,043
	小 計	82,577	84,255	△1,678
合 計		209,538	207,023	2,514

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	16,316	557	—
国債	5,617	155	—
地方債	9,404	307	—
公社債	1,294	94	—
その他	1,430	81	—
合 計	17,746	638	—

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当連結会計年度における減損処理はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。

時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、格付等考慮し判断しております。

33. 運用目的の金銭の信託 (単位: 百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	857	—

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は31,064百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が17,734百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△4,699百万円
退職給付信託拠出	3,673百万円
未認識数理計算上の差異	190百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△834百万円
退職給付に係る負債	△834百万円

36. (表示方法の変更)

当事業年度より「会計上の見積り」の開示に関する会計基準」に則り、会計上の見積りにより翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある「当事業年度に計上した項目及び額」、「会計上の見積り」の内容に関する理解に資する情報」を表示しております。

▶ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第97期 (平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで)	第98期 (令和2年4月 1日から 令和3年3月31日まで)
経常収益	14,544,707	14,170,777
資金運用収益	11,374,940	11,500,568
貸出金利息	8,377,381	8,439,576
預け金利息	286,981	287,429
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	2,576,678	2,630,322
その他の受入利息	133,900	143,239
役務取引等収益	1,495,471	1,466,495
その他業務収益	873,067	597,280
その他経常収益	801,226	606,432
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	692,201	446,459
その他の経常収益	109,025	159,972
経常費用	12,594,920	11,642,940
資金調達費用	254,211	178,743
預金利息	244,860	172,631
給付補填備金繰入額	2,244	2,172
その他の支払利息	7,106	3,939
役務取引等費用	1,403,199	1,377,071
その他業務費用	258,170	158,280
経費	9,431,228	9,286,801
その他経常費用	1,248,111	642,044
貸倒引当金繰入額	288,733	78,702
その他の経常費用	959,378	563,342
経常利益	1,949,786	2,527,836
特別利益	—	6,901
固定資産処分益	—	1,801
その他の特別利益	—	5,100
特別損失	143,963	140,338
固定資産処分損	126,767	64,469
減損損失	17,195	70,768
その他の特別損失	—	5,100
税金等調整前当期純利益	1,805,822	2,394,400
法人税、住民税及び事業税	20,347	37,128
法人税等調整額	488,870	87,470
法人税等合計	509,218	124,598
当期純利益	1,296,604	2,269,802
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,296,604	2,269,802

連結損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 12円72銭
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却378,574千円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
千 葉 市	店舗	建物	2,954千円
我 孫 子 市	A T M稼働店舗	土地及び建物	3,577千円
市 原 市	A T M稼働店舗	土地及び建物	1,345千円
四 街 道 市	旧倉庫	土地及び建物	62,891千円
合 計			70,768千円

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

本部、倉庫、グラウンド等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所（A T M稼働店舗）は母店より切り離し、各出張所をグルーピングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗1ヶ所、出張所2ヶ所、旧倉庫1ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額70,768千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

▶ 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	第97期 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)	第98期 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	3,806,982	3,806,982
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	3,806,982	3,806,982
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	14,851,121	13,874,986
利益剰余金増加高	1,371,246	2,269,802
親会社株主に帰属する当期純利益	1,296,604	2,269,802
その他	74,641	—
利益剰余金減少高	2,347,381	193,514
配当金	341,266	193,514
自己優先出資消却額	2,006,115	—
その他	—	—
利益剰余金期末残高	13,874,986	15,951,274

▶ 連結リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分		残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	第97期(令和2年3月31日)	223	192	31	100.00%
	第98期(令和3年3月31日)	205	164	41	100.00%
延滞債権	第97期(令和2年3月31日)	17,080	11,661	2,383	82.22%
	第98期(令和3年3月31日)	16,282	10,914	2,337	81.38%
3ヵ月以上延滞債権	第97期(令和2年3月31日)	240	240	0	100.18%
	第98期(令和3年3月31日)	133	133	1	100.98%
貸出条件緩和債権	第97期(令和2年3月31日)	2,554	982	10	38.87%
	第98期(令和3年3月31日)	2,289	1,146	22	51.08%
合 計	第97期(令和2年3月31日)	20,099	13,076	2,426	77.13%
	第98期(令和3年3月31日)	18,911	12,359	2,402	78.05%

▶ 事業の種類別セグメント情報

連結対象会社株式会社ちばしんビジネスサービスは、当金庫業務以外に事業を営んでおりませんので、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除して、自己資本の額となっております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金8,491百万円と信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫が引き受けた優先出資金10,000百万円が含まれます。

また、令和2年度の普通出資に対する配当率は、年1.0%、優先出資に対する配当率は、年0.9%となっております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内基準である自己資本比率4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を踏まえたうえで策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクは管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を徹底しています。

信用リスク管理にあたっては、小口多数取引の推進によるリスク分散、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理態勢の強化などに努め、また、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別・地域別・業種別など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

また、より高度な計測モデルを活用した信用リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

審査・与信管理にあたっては、審査部門である融資部は、営業推進部門の営業統括部と組織上区分しており、営業推進部門の影響を受けない体制となっています。

また、経営陣による融資審査会を定期的に開催し個々の貸出先の取組方針を明確にしています。延滞貸出金など問題債権の管理は専門部署として債権管理部を設置し、個別に取組方針を策定し、きめ細かな管理を実施しています。

さらに、与信運営に係る妥当性の検証については監査部が内部監査を実施するなど、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

また、地域推進部（※令和3年4月1日企業サポート部へ改称）を設置し、お客様に対するきめ細かな経営相談や経営指導を通じて、積極的に企業・事業再生支援に取り組んでいます。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「資産査定等に係わる償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

なお、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）を実施した債務者については、資本とみなす貸出債権額を全額引当としています。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先の債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ、債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。上記以外の債権については、未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

実質破綻先および破綻先は、未保全額全額を貸倒引当金として計上しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の4機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④ S & P グローバル・レーティング

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・不動産担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資受付に際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識し、担保または保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金・有価証券・不動産など、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証などがありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱細則」などにより適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証・外国為替に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、当金庫が定める規程・要領や各種約定書などに基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫では、定期預金および定期積金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

また、国・地方公共団体・政府関係機関などが保証している保証債権および、適格格付機関による格付が付与されている機関が保証している保証債権について、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、お客様に外国為替関連取引として為替先物予約取引を取り扱っているほか有価証券勘定の証券投資信託の中に一部派生商品取引を扱った商品を保有しています。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクについては、資金運用方針および運用計画の中で一定の投資枠を設けるなどして適切なリスク管理に努めています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、給与取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。

さらに、リスク管理態勢強化のため、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統一的リスク管理については、平成18年度下期より、その態勢整備に努め、平成19年4月より運用を図っています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとして保有の場合と、証券を購入する側である投資家として保有する場合の二つに大きく分類されます。

投資家として保有する場合の証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などを分析・検討して、必要に応じて常務理事会、ALM委員会に付議し、「資金運用方針および運用計画について」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいて投資対象を一定の信用力を有するものにするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、当金庫の証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下の通りであり、次にあげる特性を有するものです。

・投資家が原資産から得られるキャッシュフローを受け取れなくなる場合、投資家は債務履行をオリジネーターに週及不可（ノン・リコース）であること。

・証券化取引の中で、原資産が持つ信用リスクを「優先劣後構造」の関係にある2層以上のエクスポージャーに階層分けし、信用リスクの一部や全部を第三者（投資家）に移転していること。

- ① リース料債権を裏付とする信託受益権
 - ② 貸付債権を裏付とする信託受益権
 - ③ 商業用不動産を裏付とする信託受益権
 - ④ 居住用不動産を裏付とする信託受益権
 - ⑤ 債券を裏付とする信託受益権
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称
- 当金庫では、標準的手法を採用しています。
- (3) 証券化取引に関する会計方針
- 当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」などおよび、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。
- (4) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の4機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④ S & Pグローバル・レーティング

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクとし、オペレーショナル・リスク管理態勢の下で、常にオペレーショナル・リスク発生の危険度を把握し、規程の整備、指導を図るとともに、厳正な管理に努め、そのリスクの極小化に努める方針としており、オペレーショナル・リスク管理規程を制定し、管理態勢を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析、評価を行い、リスクを特定することでリスク発生の未然防止および極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、事務リスク管理規程に基づき、厳正な各種事務規程等を整備し、本部・営業店が一体となってその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検査等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、システムリスク管理規程に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な検証を実施するとともに、システム障害やサイバー攻撃等、多様化かつ複雑化するリスクに対して、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。

当金庫では、その他のオペレーショナル・リスクとして、法務リスク、人的リスク、有形固定資産リスク、風評リスクを管理対象とし、各リスク管理規程に基づき、適切な管理に努めております。

オペレーショナル・リスクに関する重要な事象については、オペレーショナル・リスク管理委員会や事務リスク検討部会にて定期的に協議、検討を行い、常務理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- 当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、統合的リスク管理態勢の下で、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、保有限度額の遵守状況を適切にモニタリングし管理するほか、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会および常務理事会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」等および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

- (1) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
- (2) リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明
- (3) 金利リスク計測の頻度
- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、体力に見合ったリスクテイクを行い、経営の健全性の確保と収益性の向上を図る方針

としており、各種リスクを統一的な尺度としてVaRにより計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準およびリスクリミットを設定し管理しております。金利リスクについては、当金庫の全ての金利感応資産・負債を管理対象とし、重要性を踏まえて計測を行っており、VaRに基づくリスク量の管理に加え、自己資本に対する Δ EVEの比率に警戒水準およびリスクリミットを設定し、別途管理しております。

金利リスクの計測は、毎月末日を基準日として月次で行い、有価証券に係る金利リスクについては、前日を基準日として日次でも計測を行っております。計測結果はALM委員会および常務理事会に報告され、リスクテイクのトレンドについて常時把握できる態勢としております。なお、リスク量が警戒水準にある場合は、ALM委員会および常務理事会は、市場動向および運用方針等について、より慎重に検討・協議し、リスクテイクへの牽制を図ることとしております。また、リスクリミットを超過した場合は、ALM委員会においてリスク削減等の対応策を協議し、常務理事会および理事会に付議することとしております。

2. 金利リスクの算定方法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
- 令和3年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.758年です。

- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
- 流動性預金の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利更改満期を10年としております。

- ③ 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提

普通預金など満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

- ⑤ 複数の通貨の集計方法およびその前提
- 通貨ごとに算出した金利リスク量が正となる通貨のみを単純合算しております。なお、通貨ごとの金利リスク量を計測するにあたっては、完全再評価法を採用しております。

- ⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）

スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。

- ⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

当金庫は、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
- Δ EVEの最大値は前期末2,440百万円から当期末2,923百万円と483百万円増加しております。

Δ NIIの最大値は前期末375百万円から当期末1,153百万円と778百万円増加しております。

- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

- ・当金庫は、重要性を踏まえて日本円、米ドル、ユーロ、豪ドルを計測対象通貨とし、LIBOR-SWAP金利をリスクフリーレートとしております。
- ・割引金利間、参照金利間の相関およびリスクフリーレートに対する追随率等については考慮しておりません。
- ・ファンドを通じて保有するポジションの金利リスクについては、ファンド1銘柄を1債券と見做し、内包債券の通貨に応じたイールドカーブで割り引く等による簡便かつ保守的な手法により計測しております。
- ・当金庫の Δ EVEは自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準となっております。

- (2) 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ① 金利ショックに関する説明
- ② 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点）

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、金利リスクをVaRにより計量化しております。金利VaRの計測は分散共分散法を採用し、観測期間を5年、保有期間を1年、信頼区間を99.0%としております。統合的リスク管理においては、VaRで計測されるリスク量に対して警戒水準およびリスクリミットを設定し管理することで、リスクテイクをコントロールしております。また、過去のショック事例や市場環境を踏まえた先行きの見通しなど、蓋然性が高い金利変動等を想定したストレステストを定期的の実施して金利リスクを計測し、自己資本の充実度評価や収益管理、経営上の判断その他の目的に活用しております。

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,892	37,860
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,399	22,298
うち、利益剰余金の額	13,748	15,821
うち、外部流出予定額 (△)	193	192
うち、上記以外に該当するものの額	△61	△67
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	948	937
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	948	937
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	622	467
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,463	39,265
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	153	168
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	153	168
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	249	195
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	402	364
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	37,061	38,901
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	448,577	440,510
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△235	523
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,695	△2,936
うち、上記以外に該当するものの額	3,459	3,459
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	20,968	21,114
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	469,546	461,625
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.89%	8.42%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)(以下、「告示」という。))」に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	448,577	17,943	440,510	17,620
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	430,018	17,200	421,891	16,875
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	430	17	430	17
我が国の政府関係機関向け	2,169	86	2,361	94
地方三公社向け	—	—	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	60,783	2,431	67,603	2,704
法人等向け	83,190	3,327	70,835	2,833
中小企業等向け及び個人向け	97,666	3,906	94,064	3,762
抵当権付住宅ローン	39,013	1,560	37,295	1,491
不動産取得等事業向け	90,468	3,618	100,037	4,001
3ヵ月以上延滞等	3,162	126	2,865	114
取立未済手形	57	2	42	1
信用保証協会等による保証付	5,207	208	4,994	199
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	467	18	462	18
出資等のエクスポージャー	467	18	462	18
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	47,397	1,895	40,853	1,634
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	21,518	860	15,718	628
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,711	268	6,411	256
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,362	214	5,293	211
上記以外のエクスポージャー	13,805	552	13,429	537
② 証券化エクスポージャー	180	7	156	6
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	180	7	156	6
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,611	744	17,940	717
ルック・スルー方式	18,611	744	17,940	717
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,459	138	3,459	138
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,695	△147	△2,936	△117
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2	0	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	20,968	838	21,114	844
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	469,546	18,781	461,625	18,465

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
					貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフバ ランス取引		債券			
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
国内	1,058,557	1,131,234	567,384	600,274	452,052	494,129	1	—	3,811	3,450
国外	37,071	34,653	—	—	36,992	34,561	—	—	—	—
地域別合計	1,095,628	1,165,887	567,384	600,274	489,045	528,691	1	—	3,811	3,450
製造業	19,455	23,001	16,480	19,250	2,963	3,733	—	—	226	172
農業、林業	290	338	290	338	—	—	—	—	13	12
漁業	19	18	19	18	—	—	—	—	10	10
鉱業、採石業、砂利採取業	234	207	234	207	—	—	—	—	100	98
建設業	49,782	65,564	46,927	63,002	2,830	2,530	—	—	262	241
電気・ガス・熱供給・水道業	2,828	3,859	323	551	2,499	3,299	—	—	0	0
情報通信業	2,166	2,633	525	993	1,635	1,635	—	—	0	0
運輸業、郵便業	15,085	18,085	13,472	16,571	1,602	1,502	—	—	9	9
卸売業、小売業	43,140	51,332	39,252	47,444	3,859	3,859	1	—	526	454
金融業、保険業	346,356	360,525	20,018	20,181	321,119	335,177	—	—	—	—
不動産業	131,745	134,352	128,163	130,582	3,508	3,694	—	—	1,100	1,135
物品賃貸業	2,782	3,307	2,782	3,307	—	—	—	—	45	39
学術研究、専門・技術サービス業	1,106	1,446	1,106	1,446	—	—	—	—	0	0
宿泊業	2,061	2,012	2,060	2,011	—	—	—	—	71	62
飲食業	5,270	7,396	5,263	7,388	—	—	—	—	264	259
生活関連サービス業、娯楽業	4,926	5,257	4,910	5,241	3	3	—	—	41	16
教育、学習支援業	2,015	2,085	2,015	2,085	—	—	—	—	9	9
医療、福祉	10,834	11,369	10,806	11,340	—	—	—	—	188	187
その他のサービス	18,898	22,744	18,378	22,309	509	422	—	—	240	195
国・地方公共団体等	200,786	217,956	52,105	44,951	148,498	172,822	—	—	—	—
個人	202,423	201,213	202,241	201,042	—	—	—	—	701	542
その他	33,408	31,169	—	—	15	10	—	—	—	—
業種別合計	1,095,628	1,165,887	567,384	600,274	489,045	528,691	1	—	3,811	3,450
1年以下	290,871	252,576	107,000	96,240	182,933	155,442	1	—		
1年超3年以下	190,620	280,288	99,355	109,033	91,264	171,255	—	—		
3年超5年以下	96,224	102,191	68,266	81,467	27,957	20,724	—	—		
5年超7年以下	73,944	82,695	48,136	59,029	25,807	23,666	—	—		
7年超10年以下	79,263	93,319	59,682	79,960	19,581	13,358	—	—		
10年超	299,071	307,972	184,943	174,542	114,127	133,429	—	—		
期間の定めのないもの	65,632	46,843	—	—	27,372	10,814	—	—		
残存期間別合計	1,095,628	1,165,887	567,384	600,274	489,045	528,691	1	—		

（注） 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
製造業	60	62	62	88	12	7	47	55	62	88	35	8
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	6	6	5	—	—	7	6	6	5	—	—
建設業	552	532	532	533	7	6	545	526	532	533	91	95
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—	1	—
運輸業、郵便業	8	9	9	11	—	—	8	9	9	11	11	4
卸売業、小売業	291	277	277	297	32	35	259	242	277	297	57	62
金融業、保険業	3	1	1	11	—	—	3	1	1	11	—	—
不動産業	466	567	567	570	105	9	361	557	567	570	397	35
物品賃貸業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	24
宿泊業	42	45	45	49	5	5	37	39	45	49	10	2
飲食業	72	72	72	134	3	1	68	71	72	134	13	0
生活関連サービス業、娯楽業	344	200	200	48	273	44	71	155	200	48	8	130
教育、学習支援業	1	1	1	1	1	—	0	1	1	1	5	—
医療、福祉	161	154	154	152	—	2	161	152	154	152	—	1
その他のサービス	504	460	460	449	3	1	501	459	460	449	13	12
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	99	69	69	80	33	2	65	67	69	80	0	0
合 計	2,618	2,464	2,464	2,436	477	117	2,141	2,347	2,464	2,436	647	378

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	222,894	—	272,553
10%	—	83,843	—	82,890
20%	11,106	300,329	10,958	336,646
35%	—	110,091	—	105,439
50%	33,474	1,760	36,996	1,644
75%	—	117,427	—	110,345
100%	8,572	195,357	10,276	189,489
150%	—	1,255	—	1,174
200%	—	—	—	—
250%	—	9,515	—	7,474
1250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,095,628		1,165,887	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りします。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,469	4,184	47,605	48,218	—	—
①ソブリン向け	17	20	9,070	8,101	—	—
②金融機関向け	—	—	4,013	4,012	—	—
③法人等向け	703	659	724	587	—	—
④中小企業等・個人向け	2,525	2,154	30,419	32,717	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	67	66	3,267	2,729	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,149	1,277	3	3	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	6	6	105	65	—	—

(注) 1. 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっていないもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	—
グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
①派生商品取引合計	1	—	1	—
(i)外国為替関連取引	1	—	1	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1	—	1	—

	令和元年度	令和2年度
担保の種類別の額	1	—
無担保扱い	1	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	301	—	300	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	300	—
(ii) 住宅ローン	0	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	301	—	300	—	7	—	6	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	301	—	300	—	7	—	6	—

（注） 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

（単位：百万円）

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	254	254	274	274
非上場株式等	5,090	181	5,083	180
合 計	5,344	435	5,358	454

（注） 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	—	1
売却損	1	0
償却	—	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	6	25

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式	33,783	32,087
合計	33,783	32,087

(注) 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかのようリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,923	2,440	1,153	375
2	下方パラレルシフト	0	0	0	88
3	スティープ化	473	733		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,923	2,440	1,153	375
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,901		37,061	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

Ⅱ．連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,019	37,990
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,399	22,298
うち、利益剰余金の額	13,874	15,951
うち、外部流出予定額 (△)	193	192
うち、上記以外に該当するものの額	△61	△67
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	948	937
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	948	937
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	622	467
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,590	39,394
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	153	168
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	153	168
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	249	195
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	402	364
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	37,187	39,030
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	448,551	440,482
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△235	523
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,695	△2,936
うち、上記以外に該当するものの額	3,459	3,459
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,326	21,451
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	469,877	461,934
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.91	8.44

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）（以下、「告示」という。）」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

- (1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

- (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	448,551	17,942	440,482	17,619
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	429,991	17,199	421,863	16,874
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	430	17	430	17
我が国の政府関係機関向け	2,169	86	2,361	94
地方三公社向け	—	—	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	60,783	2,431	67,603	2,704
法人等向け	83,190	3,327	70,835	2,833
中小企業等向け及び個人向け	97,666	3,906	94,064	3,762
抵当権付住宅ローン	39,013	1,560	37,295	1,491
不動産取得等事業向け	90,468	3,618	100,037	4,001
3ヵ月以上延滞等	3,162	126	2,865	114
取立未済手形	57	2	42	1
信用保証協会等による保証付	5,207	208	4,994	199
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	457	18	452	18
出資等のエクスポージャー	457	18	452	18
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	47,380	1,895	40,835	1,633
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	21,518	860	15,718	628
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,692	267	6,392	255
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,362	214	5,293	211
上記以外のエクスポージャー	13,807	552	13,431	537
② 証券化エクスポージャー	180	7	156	6
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	180	7	156	6
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,611	744	17,940	717
ルック・スルー方式	18,611	744	17,940	717
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,459	138	3,459	138
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,695	△147	△2,936	△117
⑥ CVAリスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2	0	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,326	853	21,451	858
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+ロ）	469,877	18,795	461,934	18,477

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%} \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフバ ランス取引		債券		デリバティブ取引			
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
国内	1,058,549	1,131,225	567,384	600,274	452,042	494,119	1	—	3,811	3,450
国外	37,071	34,653	—	—	36,992	34,561	—	—	—	—
地域別合計	1,095,620	1,165,879	567,384	600,274	489,035	528,681	1	—	3,811	3,450
製造業	19,455	23,001	16,480	19,250	2,963	3,733	—	—	226	172
農業、林業	290	338	290	338	—	—	—	—	13	12
漁業	19	18	19	18	—	—	—	—	10	10
鉱業、採石業、砂利採取業	234	207	234	207	—	—	—	—	100	98
建設業	49,782	65,564	46,927	63,002	2,830	2,530	—	—	262	241
電気・ガス・熱供給・水道業	2,828	3,859	323	551	2,499	3,299	—	—	0	0
情報通信業	2,166	2,633	525	993	1,635	1,635	—	—	0	0
運輸業、郵便業	15,085	18,085	13,472	16,571	1,602	1,502	—	—	9	9
卸売業、小売業	43,140	51,332	39,252	47,444	3,859	3,859	1	—	526	454
金融業、保険業	346,356	360,525	20,018	20,181	321,119	335,177	—	—	—	—
不動産業	131,745	134,352	128,163	130,582	3,508	3,694	—	—	1,100	1,135
物品賃貸業	2,782	3,307	2,782	3,307	—	—	—	—	45	39
学術研究、専門・技術サービス業	1,106	1,446	1,106	1,446	—	—	—	—	0	0
宿泊業	2,061	2,012	2,060	2,011	—	—	—	—	71	62
飲食業	5,270	7,396	5,263	7,388	—	—	—	—	264	259
生活関連サービス業、娯楽業	4,926	5,257	4,910	5,241	3	3	—	—	41	16
教育、学習支援業	2,015	2,085	2,015	2,085	—	—	—	—	9	9
医療、福祉	10,834	11,369	10,806	11,340	—	—	—	—	188	187
その他のサービス	18,888	22,734	18,378	22,309	499	412	—	—	240	195
国・地方公共団体等	200,786	217,956	52,105	44,951	148,498	172,822	—	—	—	—
個人	202,423	201,213	202,241	201,042	—	—	—	—	701	542
その他	33,410	31,170	—	—	15	10	—	—	—	—
業種別合計	1,095,620	1,165,879	567,384	600,274	489,035	528,681	1	—	3,811	3,450
1年以下	290,871	252,576	107,000	96,240	182,933	155,442	1	—		
1年超3年以下	190,620	280,288	99,355	109,033	91,264	171,255	—	—		
3年超5年以下	96,224	102,191	68,266	81,467	27,957	20,724	—	—		
5年超7年以下	73,944	82,695	48,136	59,029	25,807	23,666	—	—		
7年超10年以下	79,263	93,319	59,682	79,960	19,581	13,358	—	—		
10年超	299,071	307,972	184,943	174,542	114,127	133,429	—	—		
期間の定めのないもの	65,625	46,834	—	—	27,362	10,804	—	—		
残存期間別合計	1,095,620	1,165,879	567,384	600,274	489,035	528,681	1	—		

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
製造業	60	62	62	88	12	7	47	55	62	88	35	8
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	6	6	5	—	—	7	6	6	5	—	—
建設業	552	532	532	533	7	6	545	526	532	533	91	95
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—	1	—
運輸業、郵便業	8	9	9	11	—	—	8	9	9	11	11	4
卸売業、小売業	291	277	277	297	32	35	259	242	277	297	57	62
金融業、保険業	3	1	1	11	—	—	3	1	1	11	—	—
不動産業	466	567	567	570	105	9	361	557	567	570	397	35
物品賃貸業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	24
宿泊業	42	45	45	49	5	5	37	39	45	49	10	2
飲食業	72	72	72	134	3	1	68	71	72	134	13	0
生活関連サービス業、娯楽業	344	200	200	48	273	44	71	155	200	48	8	130
教育、学習支援業	1	1	1	1	1	—	0	1	1	1	5	—
医療、福祉	161	154	154	152	—	2	161	152	154	152	—	1
その他のサービス	504	460	460	449	3	1	501	459	460	449	13	12
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	99	69	69	80	33	2	65	67	69	80	0	0
合 計	2,618	2,464	2,464	2,436	477	117	2,141	2,347	2,464	2,436	647	378

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	222,894	—	272,553
10%	—	83,843	—	82,890
20%	11,106	300,329	10,958	336,646
35%	—	110,091	—	105,439
50%	33,474	1,760	36,996	1,644
75%	—	117,427	—	110,345
100%	8,572	195,362	10,276	189,493
150%	—	1,255	—	1,174
200%	—	—	—	—
250%	—	9,503	—	7,461
1250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,095,620		1,165,879	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,469	4,184	47,605	48,218	—	—
①ソブリン向け	17	20	9,070	8,101	—	—
②金融機関向け	—	—	4,013	4,012	—	—
③法人等向け	703	659	724	587	—	—
④中小企業等・個人向け	2,525	2,154	30,419	32,717	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	67	66	3,267	2,729	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,149	1,277	3	3	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	6	6	105	65	—	—

(注) 1. 当金庫グループは適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	—
グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
①派生商品取引合計	1	—	1	—
(i)外国為替関連取引	1	—	1	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1	—	1	—

	令和元年度	令和2年度
担保の種類別の額	1	—
無担保扱い	1	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	301	—	300	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	300	—
(ii) 住宅ローン	0	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	301	—	300	—	7	—	6	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	301	—	300	—	7	—	6	—

（注）所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	254	254	274	274
非上場株式等	5,080	181	5,073	180
合 計	5,334	435	5,348	454

- (注) 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	—	1
売却損	1	0
償却	—	0

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	6	25

ニ. 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益額

該当ありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
リスク・スルー方式	33,783	32,087
合計	33,783	32,087

(注) 「リスク・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかのようリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,923	2,440	1,153	375
2	下方パラレルシフト	0	0	0	88
3	スティープ化	473	733		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,923	2,440	1,153	375
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,901		37,061	

- (注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 当金庫においては、連結子会社の資産・負債に係る重要性を踏まえ、単体と同様のリスク量となっております。

退職給付会計に関する事項

1. 退職給付制度の概要

- (1) 退職金規程に基づく「退職一時金制度」
- (2) 厚生年金保険法に基づく「全国信用金庫厚生年金基金」に加入

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和元年度	令和2年度
退職給付債務 (A)	4,639,609	4,693,692
年金資産 (B)	3,391,654	3,673,630
前払年金費用 (C)	—	—
未認識過去勤務費用 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	406,069	190,827
その他（会計基準変更時差異の未処理額） (F)	—	—
退職給付引当金（A－B－C－D－E－F）	841,885	829,234

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和元年度	令和2年度
勤務費用 (A)	253,240	247,374
利息費用 (B)	29,108	29,408
期待運用収益 (C)	70,003	67,833
過去勤務費用の費用処理額 (D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	21,122	43,573
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他（臨時に支払った割増退職金等） (G)	—	—
退職給付費用（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	233,468	252,523

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和元年度	令和2年度
(1) 割引率	0.10%～1.86%	0.10%～1.86%
(2) 長期期待運用収益率	—	
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準（平均ポイント比例）	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	—	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する）	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	

役職員の報酬体系に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	118百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」118百万円となっております。

なお、「賞与」はありません。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

具体的には、株式会社ちばしんビジネスサービスが該当します。

3. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



千葉信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>



発行 2021年7月
編集 千葉信用金庫 総合企画部
〒260-0013
千葉市中央区中央2丁目4番1号
TEL 043-225-1111 (代)



このディスクロージャー誌は、適切に管理されたFSC®認証
林およびその他の管理された供給源からの原材料で作ら
れています。また、印刷には揮発性有機化合物の発生を抑
える植物性インキを使用しています。